

第一百二回 参議院商工委員会議録 第十二号

昭和六十年四月二十三日(火曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

降矢 敬義君

穂原 敬義君

前田 熟男君

市川 正一君

石井 二一君

岩木 政光君

佐藤栄 佐久君

杉元 恒雄君

鈴木 省吾君

松尾 官平君

松岡満 寿男君

山本 富雄君

対馬 孝且君

福間 知之君

田代富士男君

伏見 康治君

井上 計君

木本平八郎君

村田敬次郎君

利部 健二君

田沢 智治君

杉山 弘君

児玉 幸治君

鈴木 直道君

通商産業省産業政策局長 福川 伸次君
工業技術院長 等々力 達君
中小企業庁長官 荒尾 保一君
中小企業庁計画部長 石井 賢吾君
中小企業庁指導部長 遠山 仁人君

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(降矢敬義君) 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聽取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○対馬孝且君 商工中金法の一部を改正する法律案の審議に先立ち、法案そのものについては我々も賛成であります。法案の中身に入ります前に、中小企業対策予算等の問題、また金融のこれから的情勢に対応する問題、下請問題、そして法案と、こういう順序でひとつ質問いたしてまいりたいと思います。

まず、中小企業対策予算の関係につきまして、大臣の基本姿勢をひとつこの機会に伺つておきたいと思います。

御案内のとおり、一般会計予算の中小企業対策費は、私が調べたところによりますと、五十七年

度に對前年度比の伸びがゼロになって以来、五

八年度百三十五億円、六十年度にはマイナス十億円

と年々減額されてきております。この減額幅は五

十六年度と六十年度を比べると、実に額面にしま

すとマイナス二百七十九億円、率にいたしまして

八・六九%の数字に達しております。

ところで、この間の五十六年からの倒産件数の

変化を見てみますと、中小企業対策費の減少とは

反比例いたしまして倒産は年々ふえ続け、五十九

年にはついに年間二万件を超える倒産の発生を見

るに至っております。政府は、この中小企業対策

費の減少は、中小企業事業団や中小企業信用保険

公庫が中小企業者等に貸し付ける貸付金額の償還

が順調に行われているので、出資金の追加出資を

減らすことができたということによるとしており

ます。そしてこれらの事業団、公庫への出資金の

減少分を除きますと、その他の中小企業対策費は

増加をしており、きめ細かな中小企業対策費は

し、経営の安定に努めるという主張をされており

ますが、しかし現実は違うのではないか。つまり

中小企業対策費の減少と倒産件数の増加の間

には密接な関係を持っておりまして、中小企業対

策費を大幅に削減したために、対策費の削減がな

ければ倒産せずに済んだ中小企業まで倒産に追い

込まれ、こういう例は後でちょっと申し上げます

けれども、史上最高の倒産件数を記録したのでは

ないだろうかと、この感を深くいたすのであります。

したがいまして、予算が減少始めたこの四年

間のデータを私なりに調べてみましたら、中小企

業予算というのはやっぱり少な過ぎる、予算の減

少と倒産件数の増加の間には、御案内のとおりマ

イナス〇・九八%という極めて高い相関関係指數

が出ております。この点、基本姿勢として大臣は

どのように見ておられるか、この考え方をまずお

伺いします。

○國務大臣(村田敬次郎君) 対馬委員から、中小

企業の予算に対する非常に温かい御発言をいただ

いたと理解いたします。

中小企業の予算につきましては、委員御指摘の

ように、昭和六十年度の一般会計では二千百六十

二億円でございまして、前年に比べてやや減少し

ております。そのことになりますが、一方、倒産件数

はやはり委員御指摘のよう、五十九年度は過去

の最高を記録いたしまして、倒産件数は二万八百

四十一件、うち中小企業が二万七百七十三件、金

額にいたしまして、中小企業関係三兆二百四十五

億円というのでありますから、非常に芳しくない

最高記録を記録いたしましたが、こ

としに入りましての倒産件数は、これは鉱化をい

たしておりまして、例えば二月で見ますと、倒産

件数

出席者は左のとおり。	委員長 理事	降矢 敬義君	穂原 敬義君	前田 熟男君	市川 正一君	石井 二一君	岩木 政光君	佐藤栄 佐久君	杉元 恒雄君	鈴木 省吾君	松尾 官平君	松岡満 寿男君	山本 富雄君	対馬 孝且君	福間 知之君	田代富士男君	伏見 康治君	井上 計君	木本平八郎君	村田敬次郎君	利部 健二君	田沢 智治君	杉山 弘君	児玉 幸治君	鈴木 直道君
○委員長(降矢敬義君) ただいまから商工委員会を開会いたします。	参考人	大蔵省銀行局特別金融課長 藤原 和人君	商工組合中央金庫理事長 佐々木敏君	常任委員会専門員	事務局側	常任委員会専門員																			
○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	
○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○貿易研修センター法を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)	○基盤技術研究円滑化法案(内閣提出、衆議院送付)	○委員長(降矢敬義君) ただいまから商工委員会を開会いたします。	○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。																					

○委員長(降矢敬義君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として商工組合中央金庫理事長佐々木敏君の出席を求めたいと存しますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

公正取引委員会事務局取引部長 田沢 智治君
通商産業政務次官 杉山 弘君
通商産業大臣官房長 鈴木 直道君
通商産業省通商政策局次長 鈴木 道郎君
通商産業大臣官房総務審議官 児玉 幸治君
通商産業大臣官房長 鈴木 道郎君

件数が千四百十九件、前年に比べて一三・四%の減、負債総額で二千二十五億円で、前年同期に比べて四六%減というこの記録は、前年に比べれば相当持ち直しておるということで、まだ三月の記録が出ておりませんからこれで胸をなでおろすのは早いかもしれません、二月も連続で——今届きました資料では、三月の企業倒産がやはり前年同期を下回るという数字が出ておるようござります。

したがってその意味では、ことしに入りましてからの倒産件数、負債総額は、前年に比べて非常に良好に推移しているんぢやないかという希望を持つわけでございますが、いざれにいたしましても、倒産件数は少なければ少ないほどいいわけでございまして、こういったことについて、これはどういうことであるかということを考えてみますと、要は非常に経済社会が変わってきておるわけでございまして、情報化社会の進展、あるいはハイテクなどと申しまして、技術革新、そういうものが非常に進展をいたしましたために、それに対応し切れなくなつた倒産といふものも相当に多いんぢやないかということを、業種別等に見ても感じておるわけでござります。

したがつて、新しい時代に対する技術開発、それから情報化への対応、さらに人材の育成といふようなことを大きな柱にいたしまして、今後の中企業対策を実質的にきめ細かくやっていく大事なときであると、このように認識をいたしております。

○対馬孝且君 今大臣から、見方としては、私が指摘をいたしましたように、五十九年度を最高にいたしまして、予算との対比ではやっぱり客観的な事実としては過去最高である。一二、三月の状況をちょっと今言われましたけれども、これもこれから長期見通しということになると非常に不常なむしろ暗い、こういう状況ですから、結果的

にはまた倒産傾向がやっぱり高まつてくるのでは

ないかという一面の見方もあるわけでございまして、二、三月がちょっといいからということで、これは全体を見ることはなかなかできないんぢやないか。大臣のお答えがありました情報化社会に

対応する技術、あるいはその他の対応ということは私も同感でございますが、そういう一面をやっぱり見逃してはならない問題があるということを申し上げなきゃならぬと、こう思つています。この点をひとつ踏まえて対応してもらいたい。よろしくおぞざいます。

○国務大臣(村田敬次郎君) もっとも御指摘でござりますので、真剣に対応いたしまりま

す。この数字は五十六年以降、五十六年度が三百四十、五十七年はちょっとふえておりまして三百八十、それからその後は減りまして、五十八年が三百四十五、五十九年が三百三十、六十年が二百九十五、五十七年はちよとふえておりまして三百八十五と、漸減しておりますが、これは最近の景気の回復等に伴いまして公庫の赤字がだんだん縮小してきておる、こういう実績を踏まえて適切な額を計上したものでございまして、年々の赤字に対する備えとしては戻りのない数字をとつておるつもりでございます。

○対馬孝且君 次に、中小企業信用保険公庫への出資につきまして、これも検討いたしまりましたが、中小企業信用保険公庫への出資金は、五十六年度をスタートにいたしまして、ちょっとと調

べてみますと、五十六年度は六百二十五億円、五十七年度も同じく六百二十五億円、五十八年度はマイナスの七十億円、五十九年度はこりなつておりますと、五十九年度も同じくマイナスで、四十五億円のマイナスで五百十億円、本年度、六十年度予算を見ますと、マイナス八十億の四百三十億円と、この四年間で約二百億近く出資が減額をされている。この四年間で三割以上も出資金が減額をされております。

このような急激な出資金の減額が行われたのは、これはいかなる理由によるものなのか、また、この出資金の急激な減少によつて公庫は、ひいては信用保険を受ける中小企業に極めて悪影響が出ることが予想されるのではないか、こういうふうに政府側はお考えになつておるかお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(末木風太郎君) 先生今御指摘の数字のとおりでございますが、信用保険公庫への出資は二つに分かれおりまして、第一が保険準備基金、第二が融資基金、先生は今その合計額を御指摘のとおり減つてきておりますけれども、年々積

み重なつた残高としましては当面業務の拡大に支障のない数字であると認識しております。

○対馬孝且君 今端的なあれが、五十一年度と五十九年度の対比におきましても、そのことにおいて影響がないというようなあなたの答弁ですけれども、これは後ほど私は具体的な例を出しますけれども、やっぱりかなり今申し上げました、つまり出資金が減少したことにおいて中小企業の倒産の、再建可能な企業に対してそれなりの影響が出てきている。これは全体を申し上げませんでしたけれども、やつぱりそういう実情の訴えが私のところにかなり来ております。ただ、それはマクロで見るところ的にはちょっと甘過ぎるんじゃないかなと、こう思つておる、こういうことにもなるんだろうけれども、ミクロ的に実態を把握すると、やっぱり減少が中小企業倒産にそれなりに影響してきてる、こういう訴えが出てきておりますから、今答えるがありますが、これは各地の保証協会のために各地の金融機関に預託をされることになるわけでございまして、その各地の金融機関の預託をもとに、てことになるものでござります。こちらの方は、使い切つてしまおうお金ではございませんので、年々ストックは当然増大してまいるわけでござります。例えば五十年度には一千三百三十億とございましたが、五十九年度末には三千一百十五億、六十年度にはさらにふえまして、三千三百五十五億になる予定になつております。

問題は、これがその保証債務の伸びに見合つてふえているかどうかということでございまして、これを厳密に計数を申し上げるのは煩雑かと思いますけれども、この融資基金の何倍かのお金が保證に回るわけでござりますけれども、その倍率を含めてどういうふうに対応されるのか。私はちょっとその判断は少し甘いのではないかという感を深くするのですが。

○政府委員(末木風太郎君) 私どもも、保険公庫の収支について必ずしも楽觀はしておりませんし、厳しい問題だと受けとめております。

ただ、これもまたマクロ的になつてしまふのでおしかりを受けるかもしれませんけれども、念のために申し上げますと、保険の収支は、長期を見て初めてその収支が正確にわかるわけでございま

して、ある年に保険を掛けたと、それが例えば二年後に保険事故が起きたのか、三年後に起きたのか、これはいろいろな分布がございます。一たん保険事故が起きたものについての回収も、何年もその後がかかるて回収をいたします。そういったものが、例えば五十九年度にかかるべき保険金の支払結ばれた場合に、そういうふうな保険金の支払い、それに対する回収が全部終わって、六十年度の取引がもうすっかり結了するまではかなりの時間がかかりまして、これは現在の保険設計では十二年ということになつておりますので、厳しく受けとめまして対処したいと思っておるわけでござります。

具体的には、どうしても生じてしまう赤字は、

先ほど申し上げましたように、基金の取り崩し、

そのための予算を確保して当面対処せざるを得ま

せんが、長期的には、おっしゃるように保険でござりますから、その保険制度としての存在を問わ

れるようなことになつては、これは中小企業者の

ために元も子もないことでござりますので、何と

か健全な制度にするということで、実は五十六年

の九月にこの收支改善のための幾つかの項目を示

しまして、改善通達を関係機関に出したわけでござります。以後その線に沿いまして保険公庫、そ

れから保証協会、関係金融機関等に御努力いただきしております。さらに加えまして、六十年度以降は三年間で收支の均衡を目指すというこ

とで、関係方面と協議の上で、現在具体的な措置につけて検討しているところでござります。

○対馬孝且君 今、厳しく受けとめながら、対応につきましての具体的な説明がございました。

私もこれは、五十六年九月十六日、各都道府県

知事、関係市長、中小企業信用保険公庫総裁、全

国信用保証協会連合会会長、信用保証協会会長、

理事長あての通達を読ませていただきましたが、

これはこれなりに一応の手を打ったということに

ついて、それなりの対応をとつたということは、

これはまさにその五十六年通達というのはやはり適切な措置だったと、こう思つてあります。

ただ、今言うとおり、この措置と、また三年後

の、今説明がございましたけれども、やっぱりこの

通りの対応といふものは、このとおり果たして実際

に守られているかどうか。また、そのような効果

が出てているという御認識でござりますけれども、

いま一度やっぱり厳しく受けとめながら、先ほど

言った中小企業への悪影響といふものを除くない

うように、收支の面で改善をしていく。先ほどお答

えがありましたけれども、保険の性格上三年間と

いう一つの区切りの中で対応してきたという答え

がござりますが、これはさらに、ここらあたりの

これからの中堅企業への影響というものが無いよ

うに、ひとつ十分な対応をやつぱり期してもらひ

たいと、このように考えますが、この点長官あるいは大臣で結構ですから、お答えをいただきたい

と思います。

○政府委員(末木鳳太郎君) この通達の基本精神

につきまして御支持いただきまして、大変ありがとうございます。

たいと思いますが、先生おっしゃるとおり、マクロのつじつまだけではいけないということは、私

どもも全くそのとおりだと思つております。ま

た、この調整措置も行き過ぎがあつてはいけませ

んし、無理のないテンポで、しかし着実に健全化

を図つていくということだと思います。

中小企業の信用保険は私ども常にPRしております。

ますけれども、あくまで担保力や信用力が不足す

るために健全な事業経営をしている中小企業の方

が資金にお困りになる場合にお助ける制度であ

りますから、その原点は十分認識をした上で対処

してまいりたいと思っております。

○対馬孝且君 その点は、特に今後の対策の面で

ひとつ配慮をして対応されるよう強く申し上げ

ております。

ところで、中小企業が金融機関からの融資を受

ける際に、何といつても信用保証協会の保証の裏

づけがなければならぬ、これがもとになつてい

るわけでございまして、問題はいつも、後から具

体的な例を私出ししたいと思つますが、担保能力が

ない中小企業者でも金融機関から融資を受けるこ

とができるわけですが、しかし信用保証協会の保

証のついている融資額が、全金融機関の貸付残高

のどのくらいを占めているかということを見てみ

ますと、五十六年度末で、これ間違いあれば御指

摘願つて結構ですが、四・九名あつたものが年々

減少しまして、五十九年十一月には四・三%にな

つてきている。このことは、金融機関から融資を

受けけるに際して、担保能力がない中小企業が、最

後に頼るべき信用保証がなかなか受けられないこ

とによる例が多いからではないだろうかと推測を

いたしますが、政府はどのようにこの点を理解し

ているかお伺いしたいと思います。

○政府委員(末木鳳太郎君) 御指摘の比率の数字

が、ここ四、五年低下してきてることはそのとおりでござります。これをどう見るかということ

でございますが、いろんな要因が複合していると

思つますので、なかなか一つの理由で御説明する

のは適切ではないと思つます。

幾つかの理由のうち、主なものを申し上げたい

と思つますけれども、一つは金融が緩みまして、

また金融自由化の動きの中で金融機関の間の競争

が激化し、別な言い方をすれば、貸し出し態度が

緩んでしているという状況がございまして、その

背景のところで、例えば保証する場合の保証料を一

体だれが負担するかという問題がござりますので

が、必ずしもこれは借り手である中小企業が全

部負担する場合ばかりではございませんで、間に

入る金融機関が一部持つというようなことも、こ

れは取引上の関係であるわけござります。金融

機関の方からすれば、貸し出し競争の過程で、そ

ういったものを自分の方に押しつけられるケース

がある場合は出てくる場合もあります。そちらなりま

すと、ある程度の判断をして、利さやの縮小もござりますから、保証なしでもやる場合もござります。そ

れから、中小企業者の方でも、なるべくそういう

意味では実質金利を下げたいというようなことが

あるのではないかと思つます。

もう一つは、やはり景気の関係があろうかと思

います。が、いろいろな理由が複合した結果下がつ

てきているんだろうと思うんです。

そこで、具体的にそれをどう裏づけてみると

いうことでございますけれども、信用力の弱い中

小企業の中でも、なんかずく弱いという層とし

て、従業員二十人以下の層がございますが、保証

の全體に占めます二十人以下の企業のウェートと

いうのを見ていますと、五十五年には七五・六%

でございましたけれども、五十九年には八〇・三

に上がっております。つまり、この数字から言え

ますことは、中小企業の中でも比較的上位の部分

が保証を受けるのが少し減つてきている。こうい

うことではなかろうかと思うわけです。したがい

まして、いろんな要因がござりますけれども、必

ずしも健全な数字とは言えないのではないかと思

います。

○対馬孝且君 今答えておりましたけれども、結

果としては、これは信用保証協会の保証承諾金

額は増加はしていますけれども、承諾件数は年々

減少していますよ、私の調べによると。この点は

間違いであれば御指摘願つていいです。私はそ

ういうふうに、件数としては、金額は確かにそれは

承諾金額ふててはいつているけれども、件数とし

てはやっぱり減少している。これはどういう現象

なのかということが問題なのであって、次のこと

を私は申し上げたいんです。

○対馬孝且君 今答えておりましたけれども、結

果としては、これは信用保証協会の保証承諾金

額は増加はしていますけれども、承諾件数は年々

減少していますよ、私の調べによると。この点は

間違いであれば御指摘願つていいです。私はそ

ういうふうに、件数としては、金額は確かにそれは

承諾金額ふててはいつているけれども、件数とし

てはやっぱり減少している。これはどういう現象

なのかということが問題なのであって、次のこと

を私は申し上げたいんです。

現に保証協会が中小企業者の債務の肩がわりを

する代位弁済の率は、中小企業の倒産が多発する

に従つて昨今は反対に年々減少してきている。こ

のことは保証のためのリスク、これを回避するた

めに信用保証協会がどうも代位弁済を出さない保

証、すなわち選別保証、つまり信用力というもの

が本当にその会社にあるかないかといういわゆる

選別保証に力を入れ始めてきていることは、これ

は事実であります。したがつて、協会は、都市銀

行などの審査にパスをしました優良な中小企業に対するのみこれを保証しているんであつて、最も協会の保証を必要とする都市銀行などに注目されないけれども、倒産多発下にあっても、何とか生き残りたいという努力を続いている中小企業の努力に力をかすということもなく、信用保証がないために金融の道を閉ざされた中小企業が倒産をするのを、結果として手をこまねいて見ているだけではないか。そういう意味で、公庫への出資額の減少が、公庫の保険業務の厳格化を生んで、それがひいては、信用保証協会の選別保証となり、最も融資を必要とする中小企業者の金融の道を断ち、これが史上最高の倒産件数へとつながっていなかったんではないか、こういうことを言わざるを得ないわけあります。

したがって、信用保証協会が今まで債務の肩がわりをした中小企業の件数は、私の調べによりますと四十万件、一社当たり平均として、従業員が仮に十名であるとして計算をしてみると、四百万以上の人たちがこの協会の債務肩がわりによつて倒産を免れるなどして救われていることは事実であります。そして、このことが、信用保証協会で働く人たちの誇りでもあり、仕事への活力源でもあると言われておられるわけであります。しかし、今の保証協会の現実は、やっぱり公庫への出資が減らされているために、心ならずも選別保証の道をたどらざるを得ない。これは現に保証協会の方々の訴えですよ、私に対しても、これは率直に申し上げます。そういうことでなければ中小企業は救えない、こういうことを強く言われているわけであります。

先ほども冒頭申し上げましたけれども、大臣にお伺いしましたが、一般会計の中小企業対策費は二千百六十二億円でしょ。一般会計は五十二兆四千九百九十六億円。〇・四一%にすぎないんですね、この全体予算に対してこの中小企業の。これではやっぱり、言葉では中小企業を救うとか、対策を強化とかといふことは、それは政府は言つていますけれども、実際問題として、これは中小

企業を救うための強化策の予算であるかどうか対してのことは、この数字をもつても一目瞭然であると言わなければなりません。そういう意味で、特に中小企業対策費のうちの信用保険公庫への出資と、その金額になつていています。

そういう意味で、これは中小企業をめぐる需要の構造、先ほど大臣も言わされましたように、情報化社会その他で激しく変化をいたして、中小企業の中にもその波に乗れるものに乗れないものがある、乗りおくれるものがある。この波に乗つたものに対しては、金融機関は競つて融資を行つてはいるが、乗りおくれたものに対しての対応が余りにも冷たいのではないかという指摘が率直に言われてはいるのです。したがいまして、金融機関はこれらのものに対しても、担保力が劣ることが仮にあつたとしても、冷淡な態度ではいけません。これは、先ほど申しましたように、信用保証協会しかない。リスクを恐れる余りに選別保証を強化せざるを得ない、こういうことは信用保証制度の本末の趣旨でもあるまい。また、この協会で働く方々の、全く心ならずも行われておるところが、自分みずからも矛盾をして考えられてはいるということを率直に言つておられます。

したがって、先ほど大臣に申し上げましたけれども、余りにも急激な中小企業予算の減少、企業事業団の出資が大きく減少していくことについても、財政状況の厳しさはもちろん理解できますけれども、ひいては中小企業倒産の多発へつながっているということを、私もいま一度言わなければなりません。したがって、中小企業事業団の出資が大きくなつて、ひいては中小企業の予算が減つたということと倒産件数といふ点をいま一度大臣に、認識としてお伺いしておきたい、こう思います。

○政府委員(末木風太郎君) ちょっと数字的に御説明をさせていただきたいと思いますが、選別的なことはやつております。

具体的に申し上げますと、保証協会に保証の申込みがありましたうち、保証の決定をしたもののが四百三十億ですから、一般会計の予算の決定率と申しますか、これはここ五年間はどん

ど九四%前後で安定しております。そういう意味で、格別選別ということはないわけでございま

す。ただ、地域によりまして、これが五十二の協会別に、全く同じかと言わると、先ほどの御指摘のように、いろいろ強い協会、弱い協会もござります。そこで、私どもは、予算の面では信用保証協会基金補助金というのがございまして、五十二協会の経営強化のために補助金を出しておりましたが、これにつきまして、五十六年度までは六億円だったものを、五十七年度十一億、五十八年度二十億、五十九年度三十億、六十年度も引き続き三十億、苦しい中で計上しております。こういったもので協会の体質強化を図り、御指摘のようなことにならないよう努力をいたしております。また、明年度につきましても、保険の引き受けの規模については一〇%ゆとりのある予算を組んでいます。

○国務大臣(村田敬次郎君) ただいま計数的な問題につきましては、政府委員からお答えを申し上げたわけでございますが、対馬委員先ほども御指摘になりました倒産件数と、それから政府の中小企業予算との必然的関連といったような問題でございますが、倒産防止対策につきましては、いわゆる四本柱と申しまして、金融、信用保証、それから共済貸し付け、相談指導といったような措置を講じ、中小企業庁長官初め、一同で非常にきめ細かい対応をしていかなければなりませんが、中

小企業の予算が減つたということと倒産件数といふ点をいま一度大臣に、認識としてお伺い

けはなるほど一般会計の予算は減少の傾向がある

のでございますが、中を調べてみると、これは委員もよくお気づきのように、いろいろきめの細かい対応をしておりまして、それから出資その他がござりますので、実質的には減つていないといえます。これは年々保証協会に對する出資額がふえていますが、倒産防止対策につきましては、いわゆる四本柱と申しまして、金融、信用保証、それから共済貸し付け、相談指導といったような措置を講じ、中小企業庁長官初め、一同で非常にきめ細かい対応をしておるつもりでございます。

なれば、これは新年度ますますこういつたための細かい対応をしていかなければなりませんが、中

小企業の予算が減つたということと倒産件数といふ点をいま一度大臣に、認識としてお伺い

けはなるほど一般会計の予算は減少の傾向がある

のでございますが、中を調べてみると、これは委員もよくお気づきのように、いろいろきめの細かい対応をしておりまして、それから出資その他がござりますので、実質的には減つていないといえます。これは年々保証協会に對する出資額がふえていますが、倒産防止対策につきましては、いわゆる四本柱と申しまして、金融、信用保証、それから共済貸し付け、相談指導といったような措置を講じ、中小企業庁長官初め、一同で非常にきめ細かい対応をしておるつもりでございます。

ただ、実は年々保証協会に對する出資額がふえていますが、倒産防止対策につきましては、いわゆる四本柱と申しまして、金融、信用保証、それから共済貸し付け、相談指導といったような措置を講じ、中小企業庁長官初め、一同で非常にきめ細かい対応をしておるつもりでございます。

具體的な事例を僕は今ちょっと申し上げますからね。これは現に言つておるんですけど、こういうことだということを、それは声を大にして言えれば問題になるから言わぬだけのことであつて。これには会社名は避けます。会社名は避けてくれといふことですから、あえて言いません。

例えばA社という表現をしましょ。これは地

す。昭和五十九年九月ごろ、某会社の下請でボーリングの仕事を行つたわけです。しかし、この某会社が倒産したために、A社は経営難に陥つた。したがつて、直ちに倒産防止法に基づく融資を申請した。金融機関は書類を受理しましたが、保証協会は——これは札幌保証協会であります、はつきり申し上げます。保証協会では担保が不十分だという理由で融資が不可能になり、大変な事態に立ち至つた。同社の社長は、我々中小企業の場合はちょっとのつまづきにも國の対応は極めて冷たい。十分な担保がないときこそ國として政策的な手を差し伸べてもらいたいと、こういうふんまんやる方ない意見が出された。これは、はつきり北海道札幌保証協会であります。

こういう実態があるんですよ、大臣。先ほどあなたは答弁したけれども、現実に選別融資してい

るんですよ。その衝に当たつている者が言つてい

るんだから、どう言つたつて。表には選別融資を

やつてあるとは言わぬけれども、本当にせざるを

得ない状況にあるというような問題は、やっぱり

先ほど言つた全体の融資枠の問題、出資枠の問題

なども絡んできているわけですよ。こういう事実

は一件だけじゃないんですよ。

僕はここでもう一件申し上げますけれども、こ

れは建設業です。これも本社は札幌市です。昭和

五十九年秋、工事費二千万円の物件を受注、年内

に完成した。しかし、オーナーは都合が悪く、工

事代金は六十年一六年ですよ、そう長い期間

じやないですよ。六十年五月に支払うことになつた。B社は全く計画が崩れ、そのため経営は窮地

に陥り、倒産に追い込まれた。B社は直ちに国金

に相談し、五月ごろまで当面の費用として三百万円を何とかお願いしたいということで融資を申請

したが、条件が整つていないという理由で信用保

証協会の保証が条件となつた。直ちに保証協会に頼んだけれども、担保不十分で断られた。同社長は、金額は当面必要資金ぎりぎりの三百万円の申

し込みであり、しかも返済財源は、五月に工事代

金が入るので、その時点で一括返済するというも

のであるにもかかわらず、担保がないという理由で断られた。いまだに納得できないし、従業員とりませんが、やはり保証協会のそれぞれの成績申し上げます。保証協会では担保が不十分だという理由で融資が不可能になり、大変な事態に立ち至つた。同社の社長は、我々中小企業の場合はちょっとのつまづきにも國の対応は極めて冷たい。十分な担保がないときこそ國として政策的な手を差し伸べてもらいたいと、こういうふんまんやる方ない意見が出された。これは、はつきり北海道札幌保証協会であります。

のであるにもかかわらず、担保がないという理由で断られた。いまだに納得できないし、従業員と

もども涙の日を送つてゐると。

こういうことが、全く事実でなければ別にして、会社名を言つてもいいんだけれども、会社名だけは避けてくれと言うから、A社、B社に私はましたけれども、これは事実がなかつたらこういうことは出てこないんだよ。あなたの方の対応がどうかといふことよりも、現実に保証協会に携わる

人々の苦悩ということも私なりに聞いているんだけれども、そういう選別融資はないなんて表向きの答弁ではなくて、実体論としてはそういうところに追い込まれている。それは全部のケースとは

私が言いませんけれども、そういう認識を深め

いたいと、これからの方の対応といふのを考えて

もらわなければいかぬ。言葉で、中小企業のきめ細かい対策と、大臣は予算上の措置でやつていま

すと言つたつて、私は今具体例をこうやつて挙げたわけですからね。

だから、こういう問題については、私は、イコ

ルそれが中小企業庁の方にそういうことが行つて

いるかどうか、ということは問題でありますから、それなりの協力もいただいていることも、やつて

いることも事実であります。また、それで救われ

た中小企業も北海道に数多くあることも私は認め

ますけれども、こういう例もあるんだというこ

とだけではなくて、現に庄野課長もいますけれど

も、それなりの個々のケースではやっぱり救われた例もあります。だから、そこらあたりも実態と

して、ただあなたは選別融資はないんだというふ

うにあつさり言われるが、実はそういうことじゃ

ないんだよと、現に保証協会の一部にもこういう

例がありますよということを言わざるを得ないわ

けであります。

ただ、御指摘の第一のケース、私伺つております

して若干気になりましたのは、例えれば国民金融公

庫の場合でござりますと、九〇〇%が無担保で貸し

付けておるのが事例でございます。いろいろな

ケースがございまして、事業経営をどう判断する

かという問題があるうかと思いますが、もしよろ

しけれども、半分以上がこれ中小向けの貸し出

しと、いうことになるわけであります、大企業向

けの貸し出し伸び率は格差が開いていると、こ

ういうあればが出ておりますね。これは私の統計上

のボーダーラインにこう出ておりますけれども、

流れが大体そういう傾向になつておりますね、今

指摘したような状況になつてきております。

したがつて、中小企業貸し出し残高の伸びと、

中小企業三機関の伸び悩み、つまり中小企業向

けの貸し出しの動きを金融機関の業態別に見ると、

全国銀行の伸びが急上昇してます。この統計に

出ています。しかし、民間中小金融機関や政府系

機関はむしろ鈍化している状況にある。したがつて、大企業向けの貸し出しの伸び悩みに直面したこ

○政府委員(石井賢吾君) まさに保証業務と申しますのは、事業経営に真剣に取り組んでいる、しかし物的担保力に乏しい、こういった中小企業の信用力補完というの原点でございます。そういう意味で、御指摘のような事態、これについては、

先ほど計画部長から御答弁申し上げましたが、総

とがその原因であるのではないか、こういう考え方をも持っているわけあります。したがつて、民間の金融機関の競争力に政府系、特に中小三機関が太刀打ちができるないということを意味しているのではないか。これは中小系三機関の統合、改廃にもかかわる大問題に発展する可能性がある。中小系三機関の競争力の不足の原因というのは一体どういうところにあるのか。こういう点を率直にお伺いしたいと、こう思います。

○政府委員(石井賢吾君) 確かに御指摘のよう

な、全国銀行、全國の都市銀行あるいは地方銀行その他民間金融機関におきまして、貸し出し先を

中小企業に積極化しているというのは、最近の事例として見られるわけでございます。

一つの例を挙げて御説明申し上げたいと思いま

すが、例えば中小企業金融公庫、これはほぼ一兆円の貸し出し規模でございますが、約半分の一兆円は、代理貸しという民間金融機関を窓口としま

して、そこを経由をして貸し付けを行なうわけでござります。そういう場合には、民間金融機関に資金が潤沢でございますと代理貸しをどんどん減ら

していく、むしろ自己資金を貸し付けるという方

向に参るのが実態でございます。中小企業金融公庫が最近伸び悩んでおります大きな理由は、その

約五〇%を代理貸しという形式に依存しているがゆえに、年々代理貸し部分だけで一〇%ないし二

〇%減少しているというのが実態でございます。

確かに、御指摘のように、全体としての政府関係金融機関のシェアといいますか、これは若干じ

りじりと落ちておることは事実でございますが、最近に入りまして、設備投資の非常に増加傾向を反映し、また金利の底値感といいますか、そいつたものの背景といたしまして、ここへまいりま

して政府関係金融機関の融資の伸び率は非常に顕著でございます。したがいまして、これまでのトレンドがこのまま続していくのか、さらに金融自由化を控えまして、今後その進展の中で中小企業金融に及ぼす影響を考えまいりますと、やはり

固定金利による長期安定資金の貸し付けという政

府関係金融機関の意義というのは、今後ますます重要になってくるんではなかろうかというふうに思われるますので、そういう意味におきまして、民間の金融機関の競争力に政府系、特に中小三機関による中小企業への長期安定資金の供給という役割というのは、今後とも増大していくんではなかろうかというふうに考えております。

○対馬孝且君 今長官からの答えは、最近の状況ではひとつよい方向に向かいつあるというあれですから、しかし、このグラフを見る限りでは、かなり相当開いていますね、これは相当やつぱり。むしろ政府系三機関の方が、五十六年度をピークにして年々歳々、これは五十九年度は急激な変化をしてきてますね、落ち込んでいます

利による中小企業への長期安定資金の供給という役割というのは、今後とも増大していくんではなくなります。

度というのはそれなりに弱まっていく、これが過去の御指摘のような貸出推移にあらわれたものだ

というふうに考えます。しかし、先ほど申し上げましたように、最近の中小企業の設備投資の増勢

度というものはそれなりに弱まっていく、これが過去の御指摘のような貸出推移にあらわれたものだ

というふうに考えます。

今数字が示されましたけれども、この設備投資の若干の背景というのは、この前も申し上げましたけれども、やっぱり中小企業投資減税ということがあつたのこれ誘発する誘い水になつたことは事実でありまして、その一面もやっぱり見逃すことできません。しかし、先ほど申し上げましたように、最近の中小企業の設備投資の増勢

度というものはそれなりに弱まっていく、これが過去の御指摘のような貸出推移にあらわれたものだ

というふうに考えます。しかし、先ほど申し上げましたように、最近の中小企業の設備投資の増勢

度というものはそれなりに弱まっていく、これが過去の御指摘のような貸出推移にあらわれたものだ

というふうに考えます。

○説明員(藤原和人君) お答え申し上げます。

ただいま国民金融公庫、中小企業金融公庫等政府関係の金融機関の縮小、撤退ですかを大蔵省は考へているのではないかというような御趣旨かと

思いますが、これらの金融機関は、先ほど中小企

業庁長官からもお答えございましたとおり、いわゆる民間の補完機関であるという位置づけはあるわけでございまして、つまり民間ベースでの資金の融資を受けられない方を対象にする金融機関であります。そういうことでございまして、そのような意味で、重要性は臨調答申においても否定されてしまうものではないというふうに考えております。

そういうことで、私どもいたしましても、例えは六十年度の予算編成におきましても、中小公庫に今こういうようないかが、二十億の出資をするとか、さらに国民公庫や中小公庫につきましても、収支の不足を補うために補給金の増額をするといったような、精いっぱいの努力をしておりまして、業務の適切な運営を確保するよう努めているところでございます。

○対馬孝且君 今大蔵省並びに大臣のお答えを聞いて、このことにおいて中小金融全体に影響を及ぼすことはないという大臣最後のお答えですが、そういう認識で、認識というよりそういう基本姿勢だと、ということであれば、それをひとつしか踏まえて、これからもやっぱり中小企業金融対策全般を通してひとつ大臣の基本姿勢として、姿勢だけじゃなくて、実態にもやっぱりそういう実施行がついて、実施機関に対してもそういうことを貫かれるということをはっきりしてもらいたいと思います。よろしくうござりますね、その点は。

○国務大臣(村田敬次郎君) 中小企業の金融施策というのは、経営基盤の安定のためにこれはもう絶対に欠かすことのできない重要な要件だと思つております。したがいまして、基本的な問題でござりますから、これは対馬委員の御要望と申しますが、私の方では中小企業に迷惑をかけないよう、全面的に前向きに対処をいたします。

○対馬孝且君 それじゃ、そういうことでぜひひとつ要望申し上げておきます。また大臣のその所信をぜひ貫いてもらいたいと思います。

それでは次に、マル経資金の貸付実績等の問題についてお伺いをいたします。
小企業等経営改善資金融資制度、いわゆるマル

経資金の利用状況を見ますと、これも五十八年度の件数でいきますと、十八万四千件余になつています。金額では四千百四十一億円余となつております。資金枠は五千五百億円を使い切つていなさい。また国民金融公庫では、ここ数年普通貸付枠にまで貸付実績が達していません。五十九年度は補正をして、貸付枠を千五百億円ほど減額修正をして実態に合わせているようですが、一方、中小企業金融公庫では、六十年度貸付枠を定めるに当たって減額している。

これら資金枠の使い残しに関しては、中小企業の設備投資資金需要が思つたほど伸びなかつたのではないか。折から金融緩和期であったことなど環境的要因ばかりではなく、構造的に中小三機関の競争力が落ちているのではないかという疑問を抱かざるを得ません。もっと大きく言えば、この中小三機関の存在意義が失われてきていてはならないかという懸念も抱かざるを得ないのです。

が、この点についての考え方を、重要問題でございますのでお伺いをしたいと思います。

○政府委員(石井賢吉君) 御指摘のとおり、マル経資金の利用状況は確かに低迷の状況にござります。これいろいろの理由ございますが、大きく二つあるんではないか。一つは、小零細企業と申しますが、この景気回復へのキャッチアップといままで、これが立ちおくれが一つ指摘できるのではなかろうかと思います。もう一点は、やはり最近におきます長短金利といいますか、例えは長期金利でつい最近までは七・四%というような金利水準にまでいったわけですが、マル経資金の金利の魅力といいますか、これが相当程度失われているというのが中小企業の声でござります。

ただ、御指摘のようなこのマル経資金の利用状況等で、対政府関係金融機関につきましての競争力が落ちたのではないかという御指摘でございますが、これにつきましてはやはり本来二つに分けたとしても、一つは本日の法律改正をお願いいたしてございます商中の場合、これは組合の共同施設としての施設的な役割を持つ組織金融でございまして、若干一般的な全額財投依存の中公、国金と性格を異にするわけでございますが、後者につきましては、先ほど来申し上げましたように、補完金融としての立場が基本的にございまするの、やはり今後の金融自由化の進展を考えまして、長期安定資金の供給の必要性というのが中小企業に高まりますし、かつ政策金融等の展開によりまして、今後の中小企業のニーズにこたえるべく体制を整えてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

また、商工組合中央金庫につきましては、これは組織のメインバンクといいますが、フルバンク機能を整備することによりまして、今後の所属団体及び構成員のニーズに一〇〇%こたえ得るような体制を整備することによりまして、その機能を発揮するようにしてまいりたいというふうに思つております。

○対馬孝且君 今長官のお答えでいきますと、大別して零細小企業の立ちおくれという問題、それから一方では金利の魅力が失われたのではないかというお答えですね。大別してそうですが、私はもつとやっぱり中小三機関との関係あるいは金融機関との競争力強化ということが、今も長官からこれまでの対策としての強化策ということをちょっと触れられましたが、もっとそこらあたりを問題点として対応すべきことがあるんじゃないかな、お答えはなってないんですけど。

例えばどういうことがありますとね、私はこの中小企業が金融機関と取引している理由及び不満な点についてアンケート調査が行われていますね、これは私資料を持っておりますけれども、政

府系機関は、長期資金の借り入れができる、それから金利が低いから取引があるが、逆に手続が煩雑で、支店が身近にない、この点は不満である、これがつらましてはやはり本来二つに分けたのですが、これにつきましてはやはり本来二つに分けたとしても、一つは本日の法律改正をお願いいたしてございます商中の場合、これは組合の共同施設としての施設的な役割を持つ組織金融でございまして、若干一般的な全額財投依存の中公、国金と性格を異にするわけでございますが、後者につきましては、先ほど来申し上げましたように、補完金融としての立場が基本的にございまするの、やはり今後の金融自由化の進展を考えまして、長期安定資金の供給の必要性というのが中小企業に高まりますし、かつ政策金融等の展開によりまして、今後の中小企業のニーズにこたえるべく体制を整えてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

また、商工組合中央金庫につきましては、これは組織のメインバンクといいますが、フルバンク機能を整備することによりまして、今後の所属団体及び構成員のニーズに一〇〇%こたえ得るような体制を整備することによりまして、その機能を発揮するようにしてまいりたいというふうに思つております。

○対馬孝且君 今長官のお答えでいきますと、大別して零細小企業の立ちおくれという問題、それから一方では金利の魅力が失われたのではないかというお答えですね。大別してそうですが、私はもつとやっぱり中小三機関との関係あるいは金融機関との競争力強化ということが、今も長官からこれまでの対策としての強化策ということをちょっと触れられましたが、もっとそこらあたりを問題点として対応すべきことがあるんじゃないかな、お答えはなってないんですけど。

例えばどういうことがありますとね、私はこの中小企業が金融機関と取引している理由及び不満な点についてアンケート調査が行われていますね、これは私資料を持っておりますけれども、政

くれる。担保、保証の条件が厳しいというようなことの不満も実は率直に言つてあると指摘をされております。

ただ支店の設置を拡大しているという点では、もちろんコストがかかる。それだから軽々には言えないわけですけれども、もう少しこういう世論を反映をして、大臣、これやっぱり対応ができるよう中小系三機関の対応というのは、今大臣が中小企業こそ我が政治の最大のあれだと、非常に力強いことをお答え願ったんだありますが、こういう点の強化改善策というものを考えていくべきではないかというふうに考えます。したがって、中小系三機関の貸出額伸び率が伸び悩んでいる理由、こういった問題についての改善策として、今、私世論調査の例を挙げましたが、この点どういうふうに対応していかれるか、また改善に支障があると考えられるかどうか、この点を明らかにお答え願いたいと思います。

○政府委員(石井賢吾君) 確かに中小公庫あるいは国民金融公庫、これ民間の金融機関と違いまして、その支店網整備ということについて不十分だという御指摘はそのとおりかと思います。

ただ、中小公庫にいたしましても、昭和五十年に五十一店舗でございましたものが、五十九年に五十九店舗に整備されておるわけでござりますし、国民公庫の場合でござりますと百二十五店舗から百五十一店舗ということで、非常に遅々としたものではございますが、その店舗網の整備にこれまで努めてきたわけでございます。そういうことと相ままして、市中金融機関の活用によりまして代理貸し貸し付けという補てん制度を活用しながら、全体の中小企業のニーズに極力こたえるようにしておるわけでございますが、今後ともそういう方向で進めていきたいというふうに考えております。

御指摘のように、政府関係金融機関の、先ほどアンケート調査の結果の御指摘ございましたが、極力貸付方法にいたしましても、コンピューターの導入等によりまして事務処理の簡素化等、一層

それを指導してまいりまして、極力手続の簡素化に努めてまいりたいと思いますし、また同時に、中小企業になつて相談に応ずるというような深い経営指導あるいは相談、こういったものもやはりこういった機関の中小企業の日常の接觸を深め、経営指導あるいは相談、こういったものも中小企業親身になって相談に応ずるというような対応も必要でございます。そういった体制は、これまでいろいろ相談室の整備等によりまして進められておりますが、今後ともそういう方向で努力するように指導してまいりたいというふうに思います。

○対馬孝且君 今長官の方からこれらの対応策につきまして十分な相談の仕方、相談のやり方、また店舗も確かにふえていっているという状況の報告もございました。問題は先ほど言つたように、どうしたら中小金融公庫を使つか、利用するかといふ観点に立つとするならば、やっぱりもつと弹性的に運用をするという考え方をもつときめ細かく持つべきではないかという点を指摘をされるわけであります。

〔理事前田勲男君退席、委員長着席〕

中小企業三機関の貸し倒れ率は一定率以下に抑えるよう指導をしていることは当然だと思うんでありますが、貸し出し姿勢が硬直化したために、中小企業者には好ましい影響が必ずしも出るとは思えない、そこで、貸出条件の弾力化の意味であります。が、親切で好感が持てる、いま一つ融通性に欠ける、どちらとも言えない、こういうような設問をもちまして調査した結果をとりますと、約八〇%が親切だという回答になつておるわけでござります。

これだけを申し上げるつもりで御披露申し上げたのではないで、むしろこれの数値の大きな変化が取引回数によって大きく変わってくるということを申し上げたいと思ったわけでございます。例えば一回目で、一回しか取引のない中小企業者は、公庫の職員が親切で好感が持てるという比率は七四・二%でござりますが、十回以上になりますと、これが九〇・二%に、非常に比率が高くなつておるわけでございます。こういったようなことで、極力中小公庫の方からも積極的に中小企業の方へ飛び込んでいくということも必要でございますが、中小企業者の方も、これを利用するという立場でどしどしうがつかりついていただけるとあります。

資格審査みたいなものがあつて、相当厳しくならないを得ないという一面もあることはこれは事実です。事実ですが、しかし国民の政府系金融といふことになれば、それなりのよさというか、本当に困ったときに救つてくれるという命の中小企

業三機関だと、国の金融機関というのは命だと、ひひとつとってももらいたいというのが率直な声でございますので、この点ひとつ大蔵省にも、あわせてこれからどういう対応を、行政指導をお考えになつてあるかということと、また政府に対しても、通産省としてもどういうふうにこれから、今強化したいという対応がございましたけれども、いま一步これをもう少し強化策を考えてもらいたい、この点をお伺いします。

○政府委員(石井賢吾君) 確かに中小企業が利

用しやすい雰囲気をつくり上げていくということが必要であるということはござもつともでございます。ただこれは一つの事例として申し上げますが、中小公庫を利用いたしました中小企業約三万三千社にアンケート調査をとつたことがござります。これによりまして、公庫職員の応接態度についてのアンケートをいたしたわけでござりますが、親切で好感が持てる、いま一つ融通性に欠ける、どちらとも言えない、こういうような設問をもちまして調査した結果をとりますと、約八〇%が親切だという回答になつておるわけでございます。

○説明員(藤原和人君) 日常的な接觸等が大変重要な課題にとつては、そういう対応というのはぜひふうに考えております。

私どもといたしましては、手続面の簡素化その他問題につきましては、必要に応じ中小企業府と十分御相談をしてまいりたいと考えております。

○対馬孝且君 そこで、今長官なり大蔵省からお答えがございましたけれども、この担保評価問題ね、ここあたりをやつぱり、よく聞くことなんですが、これは聞いてくれということだから率直に私も申し上げますけれども、担保をめぐつて、借り手が提供する担保の評価をどういうふうに評価するのか。現行制度上十分な担保の適格性を認められないものについて、どのような担保価値を創造するか。あるいは中小企業が保有する物件を担保として資金調達を行ふに当たりまして、担保価値を十分活用するにはどのような方策があるかという問題点が言われているわけであります。

まず、この点についてどういうふうにお考えになつておられるかお伺いします。

○政府委員(末木鳳太郎君) 私ども各地出張などしました折に、中小企業者の方から伺う、この金融問題で一番多いのがやはり担保の問題でござります。逆に金融機関の方で苦労しているのもやはりこの担保の問題で苦労して、貸す方も借りる方も苦労しております。逆に金融機関の方で苦労しているのもやはり担保の問題で苦労して、貸す方も借りる方も苦労しております。逆に金融機関の方で苦労しているのもやはり担保の問題で苦労して、貸す方も借りる方も苦労しております。

現在どういう扱いになつておられるかと申しますと、まず一般論を先に申し上げたいと思うんですが、理想的なことをもし言わせていただければ、担保の云々でお金を貸すのではなくて——担保とともに苦労しております。逆に金融機関の方で苦労しているのもやはり担保の問題で苦労して、貸す方も借りる方も苦労しております。

くらいいな、そういう金融ができれば理想だとは思うわけでございます。しかし、我が国の金融慣行では担保第一主義と言われているようでございますけれども、やはりしっかりと担保がないと融資しないのが一般的な融資態度だというのが現実でございます。

そこで、政府系の場合の取り扱いでございますけれども、政府系の場合には、そういう意味の信用力、担保力の乏しい方に融資するというそもそもも存在でございますから、民間と同じではいけないわけでございまして、國民公庫の場合には保証人だけで無担保というのが約九割を占めております。それから中小公庫は、金額が大きくなりますのでそういうわけにはまいりませんで、けれども、担保の扱いについて、民間よりはずつと弾力的な運営を心がけております。具体的には、例えば土地、建物のほか、民間では一般的には担保にならぬかとらない機械類も担保にとるとか、あるいはその評価につきましても、極力借りる方の立場に立って有利な評価をするように、例えば基本的には時価で見るとか、できるだけ有利な扱いをしておるわけでございます。

そこで、具体的な何か基準といふようなものがあるのかということとございますけれども、これは金融機関それぞれ内部では持っていることでござりますけれども、一律に外に発表するようなことはなっておりません。そういう状況でござります。

○対馬孝且君 実態として今説明を頗ったわけではありませんが、一般的の金融機関との差異といいますか、そういう点についても説明ございました。

問題は、やっぱり今もあなたもおっしゃっておるようこの基準ですよね。要は、基準をどういふふうにとられているのかといふことが問題であります。これが非常に少ないという指摘があるんすけれども、この点どういうふうに考えている

のかということ。

それから担保評価をめぐって借り手と金融機関との間でトラブルが発生しておることも私も承知しております。そのために、今も話が、土地、建物、そのほかに機械というような物件も対象にしておると、こういうことですから、したがってその前の担保物件の評価の価値といいますか、基準というか、こういう問題について率直に、借り手側と貸す金融側というのは違いがあることは当然でありますけれども、つまり他の金融機関と政府系の中小企業三機関においてどのような担保評価基準というのを定めているのかについて広く中小企業者に開示しておけば、中小企業者側も自分が融資を受けられる額についてあらかじめ想定できるわけでありますので、これ大いに便利であると思うんですけれども、現在中小企業三機関では、これらがどうも、そういうことの開示がなされていない。そのため評価額をめぐってトラブルが起きる、こういう結果が出ているわけでございまして、この点についてどういうふうに実務的に扱っているかということをお伺いしたいということが第一点。

第二は、この三機関に対する融資申し込み者に對して、どのくらいの割合で担保不足の理由で融資を断っているのか、こういう実態がありましたらちょっとと説明してもらいたいと思います。この二点であります。

○政府委員(末木鳳太郎君) 第一の方でございますが、どううものを担保とするかと一般的に申し上げますと、まず客観的な評価が容易なものであるかどうか。それから第二に、価格変動が余り大きくても困りますから、価格変動が極端に大きなものであるかどうか。それから第三に、換金性でございます。ほかに売れないものでは困るんで、換金性についての評価。第四に、担保物件の保管とか管理が容易かどうか。第五に、そのものが変質したり滅失したりしないかどうか。それから第六に、法律上、実体上、第三者に対する対抗が十分できるかどうか。こういったものが一般的に

に言われております担保についての基準でござります。

さらにもつと実務的になりますて、つまり本当に、分子、分母に何をとるかというのが必ずしもはつきりしないものですから、統計的には把握いたしておりません。お許しいただきたいと思います。それから担保評価をめぐって借り手の前に開示することによって、こういうことはできないうることはありますと、必ずしも一律でございません。お許しいただきたいと思います。土地、建物については八割ないし九割でございます。民間はちなみに六割ないし七割の掛け目だそうでございます。それから、機械類等についてはもうちょっとと低いかと思います。そういうことで、幅のある数字でござりますけれども、民間より高い掛け目を見ると、

そういった詳細について、基準でもつくつて單価表みたいなものにして、利用者が一目瞭然わかるよう公開することはできないかという、そういう議論、確かに私どももあるのは承知しておりますけれども、現実問題、非常に担保物件については、先ほど申し上げたような一般的な基準だけでも五つ、六つございますし、これをいろいろ組み合わせて評価するときにならなか多種多様で難しくございます。これは余り一律に無理してやりますと、今度はその基準に合っているのはどうしても貸さないんだということと、トラブルが起きやすい。はつきりしなくとも、おっしゃるようによつぱり出ますけれども、余り割り切り過ぎてもまたトラブルになる。金融機関の方からすれば、あえて言わしていただきますと、例えば事業計画にかなり不確かさがあるというような場合に、そこについて議論が分かれた場合に、あえてそこで議論を決着つけないで、担保ということとした方がかえつて円満に話がつくようなこともあるやに聞いておりますけれども、それやこれや以上を合わせまして、なかなか一律の基準の公開が難しいというのが実務の状況でございます。

それから、担保不足で断ったケースについてでございますが、これは実際問題、担保不足でどちらでしょけれども、多くの場合には、この担保な

で当初の御希望よりも少し金額を減らしていた

だいて融資したいというふうに落ちつくような場合がかなりございまして、したがいましてその場合に、分子、分母に何をとるかというのが必ずしもはつきりしないものですから、統計的には把握いたしておりません。お許しいただきたいと思います。土地、建物については八割ないし九割でございません。が、あえて申し上げますと、中小公庫の場合には土地、建物については八割ないし九割でございません。民間はちなみに六割ないし七割の掛け目だそうでございます。それから、機械類等についてはもうちょっとと低いかと思います。そういうことで、幅のある数字でござりますけれども、民間より高い掛け目を見ると、

そういった詳細について、基準でもつくつて單価表みたいなものにして、利用者が一目瞭然わかるよう公開することはできないかという、そういう議論、確かに私どももあるのは承知しておりますけれども、現実問題、非常に担保物件については、先ほど申し上げたような一般的な基準だけでも五つ、六つございますし、これをいろいろ組み合わせて評価するときにならなか多種多様で難しくございます。これは余り一律に無理してやりますと、今度はその基準に合っているのはどうしても貸さないんだということと、トラブルが起きやすい。はつきりしなくとも、おっしゃるようによつぱり出ますけれども、余り割り切り過ぎてもまたトラブルになる。金融機関の方からすれば、あえて言わしていただきますと、例えば事業計画にかなり不確かさがあるというような場合に、そこについて議論が分かれた場合に、あえてそこで議論を決着つけないで、担保ということとした方がかえつて円満に話がつくようなことがあるやに聞いておりますけれども、それやこれや以上を合わせまして、なかなか一律の基準の公開が難しいというのが実務の状況でございます。

それから、担保不足で断ったケースについてでございますが、これは実際問題、担保不足でどちらでしょけれども、多くの場合には、この担保な

で当初の御希望よりも少し金額を減らしていた

きまして、できるだけ中小企業の方が御理解いただきやすいように今後研究していきたいと思いまます。

○対馬孝且君 今お答えございましたから、そういうことでひとつ実務者ともよく話をしていくだけで、中小企業者が、なるほど国がここまで心温かくお世話をくださると、あれはよかったです。と、行ってやっぱりよかったと、またそのことによって教わられたと、こういう実感がそこへ出てこないと、言葉で中小企業は国の命だつて大臣言つたつて、これはなかなかそうはならぬのであって、その点を踏まえて、この問題の締めとして、大臣からひとつ最後にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 先ほど来の御質疑を承つておりました。中小企業が本当に経営がしやすいように、融資によって対応をしたいと思います。各般の面について十分研究をしてまいります。

○対馬孝且君 そこで、いま一つ、時間がなくなりましたので、二点ほどちょっとこの機会に、担保の適格性の問題についてお伺いしておきたいと思います。

一つは、ソフトウエアですね。先ほどちょっと大臣も基本的に私の質問にお答えされてるんですけど、ソフトウエアの担保の適格性の問題について。中小企業であつて技術指向の高いもの、すなわちベンチャービジネスは、個性豊かな事業者が先端技術を駆使して新しい事業を始めようとする企業を言うが、残念ながら、現在の金融機関では、こうした技術の価値を評価する機能といふものに欠けているというふうに言われておるわけでございまして、そこでこのベンチャーキャピタルなる存在が発生してくることは、先ほど大臣も申されているわけありますから、中小企業三機関も今後ベンチャーキャピタル的性質を強めいく必要があると思いますので、人材養成なり対応ということが、これは知識持つてないと対応できないわけでありまして、そういう対応をどういうふうに考えておるかという二点をお伺いして

おきたいと思います。

○政府委員(末木鳳太郎君) 最初におっしゃいましたそのソフトウエアの担保の問題でございますが、現在の法制のもとでは、残念ながら、ソフトウエアというものが排他的な財産として先ほどのような要件を必ずしも満たしておりませんものですから、これは担保にすることはできないかと思います。ただもちろん、特許権とかいう無体財産権のものになつていれば別でございます。

それから、新しいベンチャービジネスの時代に對処してそういったものをどう取り扱っていくかということでお答えすれば、中小公庫においては、既に五十九年度から先端技術貸し付けるという制度も設けまして、かなりの実績も既に上がっております。初年度で既に二百八件、百七十六億の実績がございます。今後ともそういうものについて中小企業の要請に十分的確にこたえていく。つまり、立派なそういう事業計画をちゃんと正しく認識をして、評価をしてお貸しできるようにしてお伺いするのは、例えば親企業に大手の実績がございます。今後ともそういうものについて、そのための人材の養成、これは中小企業大手の研修の活用とかあるいは公的試験研究機関との連携とかという手段を充実させていきたいと思っております。

○対馬孝且君 今お答えがございましたけれども、特にこれから日進月歩でまさに先端技術の時代と、こういうことになるわけでありまして、今お答えがございましたけれども、人的対応ですね、これらに直ちに対応ができるような強化対策といた親事業者に対する勧告、あるいはそれに従わない場合は公表する、こういう手順になつてゐるわけでもありますが、過去のこの勧告及び公表の具体的運用が一体どういうふうに運用されたか、この点についてひとつお伺いをしたい、このように思ひます。

なおまた、親企業が恐ろしくて口をつぐんで物を言わないという傾向があるわけでござりますけれども、現在のそういう問題を含めて、この法律をどのように適用することがまた対策としてはいいのか、こういう点もあわせてひとつお伺いしたいと思います。

請代金支払遅延等防止法につきまして、公取委員会にちょっと一点ほど、時間の関係上、絞つてお伺いをしたいと思います。

しばしば当委員会でもこの問題が出ておりますので、率直に申し上げますが、下請代金支払遅延等防止法、下請代金法の規定を見ますと、同法は不當な取引条件の防止という観点から、下請関係

を規制しており、親企業の不当な支配を防止するという觀点に欠けているように思います。それはもちろん、不当な支配が常に外部から目に見える形で行われていることではありませんけれども、下請の実態は、目に見えない形で不当なやつぱり圧力がかかつてきている。

私は一度予算委員会で、北海道開発庁の下請の実態問題のあれをやつて、当時はそのことを理事会にかけ、後ほど解説したことでもございました。だから、御指摘にあつたような下請法で勧告をし、勧告に従わなかつたら公表するということになつております。ただし、公表されることとは必然でございます。

親事業者にとっては、当然支払うべき下請代金を払わなかつたということで天下に公表されると、いうことは、信用上いわば企業にとっては、言葉は、秘密に下請事業者のありのままの姿を把握するようになれば、実際は実りある下請対策となる。このは私はできないんではないか、こう思うわけがあります。したがつて、私も遅延防止法を何回も読んでみましたが、いつも言われるところであります。下請代金法の第四条に違反をして、公取委が勧告、あるいはそれに従わない場合は公表する、こういう手順になつてゐるわけでもありますが、過去のこの勧告及び公表の具体的運用が一体どういうふうに運用されたか、この点についてひとつお伺いをしたい、このように思ひます。

なおまた、親企業が恐ろしくて口をつぐんで物を言わないという傾向があるわけでござりますけれども、現在のそういう問題を含めて、この法律をどのように適用することがまた対策としてはいいのか、こういう点もあわせてひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(利部脩二君) 現在までの下請法の勧告の規定の運用でございますが、かつては非常に件数が多くなったことがござります。大分前でございますけれども、例えば昭和四十六年ですと、一年間に五十六件くらいの勧告をしておりますが、その後勧告の件数はずつと減つておりますが、

年ですと、五十七年に四件の勧告をしておりますが、その後は、下請法の規定に基づく正式の勧告の措置が、運用が甘くなつたということでは全然ございませんで、先ほど先生のおっしゃいました、御指摘にあつたような下請法で勧告をし、勧告に従わなかつたら公表するということになつております。ただし、公表されることとは必然でございます。

親事業者にとっては、当然支払うべき下請代金を払わなかつたということで天下に公表されると、いうことは、信用上いわば企業にとっては、言葉は、秘密に下請事業者のありのままの姿を把握するようになれば、実際は実りある下請対策となる。このは私はできないんではないか、こう思うわけがあります。したがつて、私も遅延防止法を何回も読んでみましたが、いつも言われるところであります。下請代金法の第四条に違反をして、公取委が勧告、あるいはそれに従わない場合は公表する、こういう手順になつてゐるわけでもありますが、過去のこの勧告及び公表の具体的運用が一体どういうふうに運用されたか、この点についてひとつお伺いをしたい、このように思ひます。

○対馬孝且君 今まさに、最近はゼロになつて、いち早く改善してしまってケースが多くなりました結果、正式の法的措置には至らなかつたときと見ておりますので、勧告の前に、既に事態を下請事業者に不利にならないように改善してしまふ、いわば早期改善してしまってケースが多くなります。そのためには、信頼上いわば企業にとっては、言葉は、秘密に下請事業者のありのままの姿を把握するようになれば、実際は実りある下請対策となる。このは私はできないんではないか、こう思うわけがあります。したがつて、私も遅延防止法を何回も読んでみましたが、いつも言われるところであります。下請代金法の第四条に違反をして、公取委が勧告、あるいはそれに従わない場合は公表する、こういう手順になつてゐるわけでもありますが、過去のこの勧告及び公表の具体的運用が一体どういうふうに運用されたか、この点についてひとつお伺いをしたい、このように思ひます。

なおまた、親企業が恐ろしくて口をつぐんで物を言わないという傾向があるわけでござりますけれども、現在のそういう問題を含めて、この法律をどのように適用することがまた対策としてはいいのか、こういう点もあわせてひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(利部脩二君) 現在までの下請法の勧告の規定の運用でございますが、かつては非常に件数が多くなったことがござります。大分前でござりますけれども、例えば昭和四十六年ですと、一年間に五十六件くらいの勧告をしておりますが、その後勧告の件数はずつと減つておりますが、非常に鋭い御指摘だと存じます。実態は御指摘の

とおりの面がございまして、ただ、先ほど御説明いたしましたのは、確かにその一面を申し上げたわけでございます。

確かに、公表の制度が制裁措置として非常に有効に作用しているということもございますが、そのほかに、もう一つは、下請法の規定、從来の重要な規定が、期日までに下請代金を必ず支払うという規定、それから、長期サイトの手形を出すなどいう規定、これが非常に重要だったわけでございますが、これは調査してみますと比較的簡単にわかるところなんでございます。いつまでに支払って貰わない、百八十日の手形を出した、これはすぐさまわかる。そして、そのことは下請法にも明記されておりますので、調べればすぐわかるようなこと、違反がはつきりしているようなことが、親事業者の方でも慎んできた、そういうのは親事業者の方でも慎んできた、そういう勧告措置が少なくなったということはございますが、確かに、同時に、それじゃあそなに、違反が明らかにしにくいような、下請事業者に不利益をもたらす行為がなくなつた、それもなくなつてあるかと申しますと、遺憾ながら必ずしもそうは言いかねないわけでございます。

下請法の四条の規定、幾つかの行為がございますが、そのうちの一つで不当価引きというのがござります。これは、下請事業者に発注しました単価を後でいろいろな理由で減らしてしまつたり、当然払うべきものを貰わない、特にまた悪質なものになりますと、支払った金の一部を何やかんや理由をつけて取り戻すというようなケース、これがこの数年間出てきておるわけでございます。これは確かに多少の調査ではわかりにくい、それから、下請事業者にしてもそのことをなかなか申し出にくいという事情がございます。

そういう点がございまして、それに対しましては、公正取引委員会としましても、中小企業庁とも協力いたしまして、そういう下請事業者に不利な状況でございます。

○対馬孝且君 今、そういう一面もあるという認識を公取も持つておられるようですか、特に私は申し上げたいのは、やっぱり公取の役割として、言うまでもない、立入検査というものがそれなりのやっぱり役割を果たしておると私は思います。

これからもひとつ、立入検査というものに対する、親企業に対する対策というものをやっぱり十分ひつとつてもらいたい、強化をしてもらいたいということを申し上げまして、時間もありませんから公取への質問は終わりたいと思います。どうぞ、結構ございます。

時間が迫つてきておりますので、それじゃ商工中金の法改正の問題につきまして絞つてひとつ申し上げたいと思います。

現在の商工中金への政府出資額は約一千二百五十億、組合出資額は五百億、その割合は七対三といふように聞いております。この比率を今後も続けるとすれば、政府出資額がふえるたびに組合出資額も定率でふえていくことになります。したがつて、商工中金としては、資金調達コストを下げるために政府の出資を毎年もらいたいところであるけれども、そうすれば組合が出資の負担に耐え切れなくなるのではないかという懸念を私は持つわけであります。したがいまして、商工中金の政府出資に対する態度、及び組合側の事情を、簡単で結構ですからお聞かせを願いたいと思います。

第九部 商工委員会議録第十一号 昭和六十年四月二十二日【参議院】

要性を勘案して、今後の政府出資について考えてまいりたいと思っております。

まして、ありがとうございます。

○対馬孝且君 一応、今後のそういう出資状況を、組合の利用度合いといいますか、そういうも

のを組み合わせながら考えていきたいということですから、ただ、そこああたりをやはりどういうバランスを持っていくのがいいのかという問題はありますけれども、今までおっしゃいましたように、中小企業事業団等の御支援もいただくわけでございまして、当然そういう面もあって、これから強化策ということことで出されたと思うんでありますけれども、なおそこらあたりひとつ、ある意味では政府出資と組合出資とのやはり負担の均衡というものを十分考えて配慮してもらいたいということを申し上げておきたいと思います。

そこで、今回の改正の中では、商工中金が国債の窓口販売を行えるようにしたい、つまりなければならないことを申し上げておきたいと思います。

そこで、今回の改正の中では、商工中金が国債

の窓口販売を行えるようにしたい、つまりなければならないことを申し上げておきたいと思います。されば、市中の債券その他を含めてシニアを、窓口を広げて、商工中金全体の活力をつけていく、こういうことでしょう、率直に言つて。そういう法律の趣旨説明がございました。

したがつて私は、商工中金が国債の窓口販売を行えるようになる、また国債と商工債券との利回りを比較すると、国債の方が有利である。したがつて商工債券よりも国債を購入したいというお客様がふえるのは、これはわかりますが、今までの商工債券の消化状況を見ると、中小企業事業団が二割、金融機関と証券会社が各一割強、それから機関投資家が二割弱、政府が約二割弱、私の調べによりますとそのようになつております。これらの保有額が変化しないとしても、現在約三割を引き受けている個人の動向が注目されるところであります。商工中金では商工債券の販売に当たつて、今後どのように努力をしていくつもりか。また金融の自由化、金利選好の高まり等を背景にし、商工中金の決意を、この際ひとつ理事長さんにお伺いをしたいと、こう思います。

○参考人(佐々木敏君) 理事長の佐々木でござい

ました。ただいまの御質問でございますが、商工債券は私どもの資金調達の大宗を占めております。ただ、国の財政事情が厳しいということは十分わきまえておりますから、今後できるだけ市中消化、自己調達力を強化を図りたいと思います。そのためには、ただいまおっしゃいましたように、中小企業事業団等の御支援もいただくわけでございまして、國債割引債口座あるいは債券総合口座が可能になるわけだと思いますから、この新しい業務につきましてできるだけ早く軌道に乗せて、商工債券の販売のために努力をしたいと思います。

今回、法律改正の機会におきまして、今後の金

融自由化あるいは金利選好の個人層のお立場を考

えまして、國債割引債口座あるいは債券総合口座

の拡大につきまして一層努力をしたいと思いま

す。

○対馬孝且君 今、理事長の決意のほどは理解を

いたします。

そこで、問題は、商工中金の性格というものをもう一回見詰めて見る必要があるという点がござります。それはどういうことかと申しますと、商工中金の性格は、ぐつと一般金融機関との差異が少なくなるが、半官半民と言われる比重をどの辺に置いていくのか。また例え官という点に重点を置けば、官業の民業圧迫として民間金融機関からの非難を受けることになろうし、また民といふ点に重点を置くとすれば、組合員から自分たちの金融機関ではなくなるのではないかという懸念を呼ぶことになるのではないか。そういう意味で

は、今後の商工中金のあり方なり問題点というこ

とにについてどのようにお考えになつておるか、こ

の点をお伺いいたします。

○参考人(佐々木敏君) 今回の法律改正の基本的姿勢は、私ども創設以来の半官半民の性格を堅持するということございます。私、常日ごろこの法律が通つた場合には原点に返つて、組織金融機関の原点を踏まえて、その使命を達成するべき

ます。

常日ごろ大変先生方には御指導いただいており

ます。

自分がどうございます。

ただいまの御質問でございますが、商工債券は

私どもの資金調達の大宗を占めております。た

だ、国の財政事情が厳しいということは十分わき

まえておりますから、今後できるだけ市中消

化、自己調達力を強化を図りたいと思いま

す。

確かに、公表の制度が制裁措置として非常に有

効に作用しているということもございますが、そ

のほかに、もう一つは、下請法の規定、從来の重

要な規定が、期日までに下請代金を必ず支払う

という規定、それから、長期サイトの手形を出すなど

いう規定、これが非常に重要だったわけござい

ます。ですが、これは調査してみますと比較的簡単な

こと、違法がはつきりしているようなこと

が、親事業者の方でも慎んできた、そういう

勧告措置が少なくなったということはございま

すが、確かに、同時に、それじゃあそなに、違反

が明らかにしにくいやうな、下請事業者に不利益

をもたらす行為がございまして、それもなくなつて

いるかと申しますと、遺憾ながら必ずしもそうは

言いかねないわけでございます。

下請法の四条の規定、幾つかの行為がございま

すが、そのうちの一つで不当価引きというのがござ

ります。これは、下請事業者に発注しました單

価を後でいろいろな理由で減らしてしまつたり、

当然払うべきものを貰わない、特にまた悪質なも

のになりますと、支払った金の一部を何やかんや理

由をつけて取り戻すといふようなケース、これが

この数年間出てきておるわけでございます。これ

は確かに多少の調査ではわかりにくい、それか

ら、下請事業者にしてもそのことをなかなか申し

出にくいという事情がございます。

そういう点がございまして、それに対しましては、公正取引委員会としましても、中小企業庁と

も協力いたしまして、そういう下請事業者に不利

な状況でございます。

である、かのように申しておるわけでございます。申し上げるまでもなく、私どもは國の中小企業政策という大事なお仕事を支援する立場でございます。そのため若干低収益性といいますか、高コストの性格を持つておりますから、それにつきましては、今後とも財政事情の許す限り政府の御支援はちょうだいしたいと思います。しかしながら、私どもは相互扶助の精神に基づいてくられおります中小企業組織金融機関でございます。その中小企業の皆さん、相互扶助の精神に基づいて自助努力するということは当然に必要でございます。

ただいま先生のお話のように、官の政策性と民の効率性を一体化することは言うべくして実はなかなか難しいわけございます。私これも職員に、ひとつ精神は官の立場で、体は民間の立場で、ということを指示いたしておりますが、この二つの立場は、私ども商工中金のまさにユニークな特性であろうと思います。この二つを今後ともバランスをとって遂行をしてまいりたいと思います。

○対馬孝且君 これは組合員の立場から見ますと、むしろどちらかというと、今理事長は、精神的には官、体では民と、それが相互の関係ということを言わされました。そのとおり運営されれば、なかなかこのコントロールをどういうふうにしていくかというのにはこれは極めて難しい問題でございまして、問題はやっぱり商工中金の性格というのが、法律で定めている目的意識がきちっとあるわけございまして、ただ今回の改正によって、どうもやはり民と官との関係が、むしろ民の市中銀行並みになってしまふのではないか。この懸念が率直に出ている、またそういう心配をされている人が多いという感もあります。

一面、それはむしろ国民にとって有利なんだという見方もあるでしょうけれども、基本的には精神は官で体は民という理事長のお答えですか、これは大変難しい問題ですけれども、ひとつ精神は官で体は民という理點長の精神しかとそこらあたりの姿勢を、ただ理事長の精神がどこまで、末端までどういうふうに貫かれるがどこまで、末端までどういうふうに貫かれる

か、また國民にどういうふうにこれを國民の立場で受けとめられるかということが問題でございます。そこらあたりしかと堅持をし、またそういう誤解を生まないような、また法律の趣旨に相応すべきであります。しかとひとつのことをすればならないよう、また法律の趣旨に相応すべきであります。こう思いますが、よろしくうございますか。

○参考人(佐々木敏君) 私どもの所属団体二万七千構成員がほぼ百万人おられます。これらのメンバーの方々のための金融機関という意識でございます。かつ法律に基づいておる団体でありますから、通産大臣の御監督を受けておる政府機関でございます。しかも資金は九〇%でありますから、民間の性格を多く持っております。こうしたことすべて踏まえまして、職員全員認識をいたしております。

○対馬孝且君 それじゃ、ぜひそういう姿勢でひとつ対応、堅持をしてもらいたいと思います。

次に、これまでの国際業務をいかに展開していくのですか。特に中小企業も今後は国際的に活躍していくということが極めて大事だと思います。

そういう意味で、日本経済の国際化の上で必要不可欠と思う。これまでの外為替業務、貿易金融業務等着実な力をつけていくというふうに聞いておりますけれども、この点についてどういうふうにお考えになつてあるか、認識を持っておられるのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(佐々木敏君) 先生御指摘のように、中小企業の最近の国際業務の拡大は目を見張るものございます。私どものメンバーにおかれましてはござりますけれども、この点についてどういうふうに答へます。

こういった国際的なニーズを踏まえまして、私どもは既に二十多年前から外為替業務を開始いたしております。外為替業店も逐次ふやしております。あるいは海外のコルレス契約先もただいま八十カ国、百五十行に達しておるわけでござります。あるいはいろんな海外の情報等につきましては、外為替業店も逐次ふやしておられますけれども、逐次これをふやしていく、またコルレス銀行も増加を図りたいと考えております。さらに、ロンドン事務所に加えまして、今後も海外拠点にできるだけ努力をいたしておりますし、また一

昨年はロンドンに海外事務所を設置いたしております。今後ともこういった国際業務に対応いたしまして、商工中金の国際業務の体制強化について十分努力をいたしたいと考えております。

○対馬孝且君 今理事長のお答えによりますと、かなり商工中金としまして国際業務の拡充強化という対策をとられておる。具体的には支店の開設あるいは為替業務等の御説明がございました。何といっても、今我が國の重大な問題になつております对外経済、貿易摩擦問題を中心にして、極めて我が國の重大な貿易戦争に發展をしている。これから国際社会における金融政策というものの、これまで重大な円・ドル、あるいは高金利問題をめぐって我々、中小企業業界に与える影響は非常に重要な問題であるという認識を深めておりますだけに、これからやっぱり国際業務の拡充ということが、商工中金としても重要な位置づけをして、委員の御指摘の趣旨をよく踏まえて対応いたしたいと存じます。

○対馬孝且君 終わります。

○委員長(降矢敬義君) 午前の質疑はこの程度にござります。午後一時二十分まで休憩いたします。

○委員長(降矢敬義君) 午前十一時五十五分休憩とどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後一時二十分開会

今理事長から明快なその点の拡充強化対策が行われているということですので、より一段と今日の対外経済、貿易摩擦をめぐる国際情勢にタイプアップした商工中金の強化対策をぜひひとつもないといふことを申し上げ、またこれに対しまして、いま一度理事長からの再度の決意と、また大臣からの決意をお伺いをして、さうの私の質問は終わりたいと思います。

○参考人(佐々木敏君) 先生御指摘のように、国際業務は、今後商工中金の大きな仕事になるわけござります。そのためには、まず人材が必要でございます。ただいま外為替業員関係の人材につきましては、研修あるいは海外留学、外人トレーニング等々を通じまして、大幅に経験者の育成を図つておるわけであります。また、外為店につきましても、ただいま十八店舗ございますけれども、逐次これをふやしていく、またコルレス銀行につきましても、百五十行ござりますが、逐次こ も増加を図りたいと考えております。さらに、

○参考人(佐々木敏君) 田代富士男君 商工中金法の一部改正案に対し質問をいたします。

○田代富士男君 商工中金法の一部改正案に対し質問をいたしますが、最初に今回の商工中金法の改正の背景とねらいというのはまず何であるかということを、冒頭に通産大臣からお答えいただきたいたいと思います。

○國務大臣(村田敬次郎君) 田代委員にお答え申し上げます。

今回の改正は、金融革命と言われる変動に直面している金融界の中にありまして、商工債券の販売力を維持し、また中小企業のニーズに即した業務の弾力化を図ることによって、商工中金の組織、金融機関としての機能の低下を防ぐことをねらいとしたものでございます。

このため、主な改正内容といたしましては、第

一に、その存立期間の制限に関する規定を削除する、第二に、近年の金融環境の変化に適切に対応して、商工中金がその機能を十分發揮し得るよう貸付業務、預金業務その他の業務の充実を図ること、第三に、商工中金の資金調達の円滑化を図るために国債等に係る証券業務の追加などをを行うことでございます。すなわち今回の改正は、五十六年の銀行法等の改正以降金融界の業務の弹性化に足並みをそろえまして、他の債券発行金融機関と基本的に同じ条件で資金調達が可能となるようにするとともに、組織金融機関として員内者の金融服务需要に適切にこたえていくためのものでございます。

○田代富士男君 今回の法改正に伴いまして、商

工中金を时限を切ったものから恒久的機関とし

て残すことになるわけなんですが、このような措

置であるならば、前回も私は、この委員会で商工

中金の問題を論議いたしましたけれども五十六

年の改正のときに行われてもよかつたのではないか

かと思いますけれども、この点に対するお考

えを、通産大臣と、きょう御出席の佐々木理事長か

らお答えいただきたいと思います。

○政府委員(石井賢吾君) 五十六年の六月に商

法の改正を行つたわけでございますが、そのとき

は、まさに当時の商中の緊急課題に限つて改正を

行つた次第でございまして、具体的には市街地再

開発組合を所属団体として組み入れること、及び

商工債券の発行限度額の改定をいたしたわけでござります。ちょうどそれと同じタイミングにおきましても、銀行法の全面的な見直しがございました。その意味で、田代先生はその一環として、なぜ商中は基本的に見直しを行わなかつたのかとい

うお尋ねかと思ひます、その当時におきました

て、商中という組織金融機関という特性を持つ金

融機関が、こういった銀行法の全面見直しの背景

となりましたいろいろな問題点にどう対応してい

ますか、この辺の見きわめがまだ非常に不十分

でございました。そういう意味合いにおきまして、六十一年に存立期間が切れますので、それま

しようということで、見送った次第でございまして、ただ、最近の金融の自由化、これは大変な勢いで、先ほど大臣が申し上げましたように、金融革命と言われるようなテンポで進んでおるわけでござりますが、具体的には大蔵省が指示示すそのガイドラインあるいはスケジュールに基づきまして

着々とその進展を見ておるわけでござります。

最近時点におきますれば、大体金融自由化の助走期間は終わつたというふうに見てもよろしいの

ではないかと思ひわけでございまして、そういう金融自由化の持つ商工組合中央金庫に対するインパクト、またそれへの対応方策ということについて幅広い検討を経て一応の見通しができました

ものですから、この際一年繰り上げまして、恒久化と同時にそういう金融自由化への対応体制と申しますが、それを整備するために今回法改正を

お願いしたゆえんでござります。

○参考人(佐々木敏君) ただいま長官からの御答弁のとおりでございますが、五十六年度の法律改正のときには、当時の喫緊の課題、二つの解決が

目的でございました。当時も、私ども金融自由化、国際化という大きな変化は予想はいたしてお

りましたが、まだ定かに将来の見通しは立ちませ

んでございましたから、五十六年の銀行法改正のときには、私ども既に部内で法律改正の検討部局を設けまして、過去四年間にわたりまして慎重に検討してまいりましたから、五十六年の銀行法改正のときには、これまでの理由につきましては、これまた

お尋ねのとおりでございます。

○田代富士男君 そこで、今回の法改正は、いわ

ば今さつき大臣からもお話をございましたけれども、金融自由化の進む中において行われる措置で

あるかと思うわけでございますが、金融自由化と

運用利回りの方も低下をしていく、こういった難

しい問題を金融機関は抱えていくんではなかろう

かと思つております。そういう一般的な環境の

中で、中小企業専門金融機関の立場といいます

と、まず都市銀行等が中小企業への貸出姿勢を積

極化してまいります。そういう意味で、中小企

業専門金融機関は、一層その運用環境といいます

か、そういうものが厳しさを増すではないかとい

ういうことが第一に指摘し得るかと思います。

それから第二は、中小企業専門金融機関でございますと、都市銀行等が行つております国債業務

あるいは証券業務というような新たな収益分野と

いう意味におきまして、不利な要因を抱えておる

という指摘もされる方が多数おられるわけでござ

ります。しかし、こういった場合にございまして

も、信用組合あるいは信用金庫、あるいは相互銀

行といったような専門金融機関の場合には、地域密着型の金融機関といたしまして、いわば地縁と

いいますか、あるいは人縁、こういうものを頼りにしました、そういうものを活用した業務の展

開ということが今後一層そのウェートを増していく

くんではなかろうかというふうに考えております。

それから第一にお尋ねの、商工中金への影響はどうかということでおきますか、大臣からもお

答え申し上げましたように、金融環境の変化の中

で、特に商工債券市中消化によりまして、その原資の調達を大きく依存しております商工組合中央

金庫におきましては、まず、商工債券の市中消化

への影響という問題があるわけでござります。

これにつきましては、まさに今回の法律でお願いを

申し上げておりますように、国債の窓版、デイ

リンク等によりまして、総合商品、あるいは少な

くとも債券発行銀行並みの業務体制を整備することによって、これに対応していく必要があろうか

というふうに思つております。また、組合員のあ

るは組合のフルバンク機能をできるだけ充実整

備していくことが必要になるわけでござります。

いずれにいたしましても、今後の金融の自山化

というのは予断を許さないものがあらうかと思ひます。ただ、先ほど申し上げましたように、これ

までに金融自由化のいわば助走期間を終えており

ますので、大体その間、あるいは今後ある程度の

展望できる事象を念頭に置きまして、商工中金

の体制を整えることが必要ではないかとい

うふうに考えておるところでござります。

それから、中小企業あるいは中小企業金融に対する影響はどうかという点でございますが、先ほど申し上げましたように、大企業の場合でござい

ますと、この金融自由化によりますメリットといふものを一〇〇%享受できる体制にござりますが、逆に中小企業では、例えば資本調達あるいは転換社債発行等々、いろいろな面について制約がございます。また、その資金の運用におきましても、CDあるいはMMC等の金利選好商品についてこれを十分活用するというのもなかなか難しい。そういう意味で、金融自由化のメリットといいますか、その影響が中小企業に及ぼす側面といふのは余り大きなメリットはないんではないのかなという感じがいたします。

ただ、先ほど申し上げました金融機関に対する金融自由化の影響というものが出てまいりますと、やはり金融機関一般としては、調達コストの増大、あるいは運用利回りの低下、言つてならば利

ざやの圧迫というのを受けるわけでござりますから、やはり健全企業への貸し出しに限定をするというようなどへービアもあるいは出てくるかもしれません。これは、金融自由化は国際的に障壁も取り扱われるわけでござりますから、一概に予断をするわけにいきませんけれども、一般的には、

中小企業にとりましてよりも、大企業の金融自由化の利益享受という側面が非常に強く出てまいります反面、中小企業は、基本的には資金調達の手段は従前と余り変わらない、いわば銀行借入の増大かつその中で長期資金の借入増大という事態は依然として続いていくんではなかろうかというふうに思つております。

そういうふうに考えてまいりますと、金融が国際的にも障壁が取り扱われ、流動化いたしていく場合に、中小企業に一〇〇%十分な資金が回る保証といふのもなくなるわけでございまして、また同時に、先ほど申し上げました調達コストの上昇あるいは運用利回りの低下等の金融機関の事態に対応した先行的な融資といいますが、そういうも

のも全く出でこないとは言えまいといふうに考

えられます。そういう意味で、中小企業につきましても、この金融自由化というのは非常に大きないと申しますと、この金融自由化によりますメリットといふの役割といふのは今後ますます重大になるんではないかというふうに考えておるところでございま

す。いうふうに考えておるわけでござります。

そういう意味で、商工組合中央金庫及び中小企

業金融公庫、国民金融公庫等の政府関係金融機関

の役割といふのは今後ますます重大になるんではないかというふうに考えておるところでございま

す。○田代富士勇君 今回の改正案の作成に当たりま

しては、政府といたしましても、民間金融機関の意見といいますか、そういうものを十二分に聴取されたこと私は思ひますが、その際のような意見があり、どういう点を尊重されたのか、お答えをいただきたいただらと思ひます。

○政府委員(石井賢吾君) 民間金融機関との調整につきましては、金融界との間で事前にかつ頻繁な調整を行つたわけでございまして、意思疎通を十分行つた上でこの改正案を取りまとめた次第でござります。

金融界からの主な意見は、第一に、資金調達を目的とする預金取引先の拡大は必要最小限度にし

て、債券発行銀行並みの体制の整備ということでござりますので、この限りにおきましては、むしろこれまでの商工組合中央金庫がおくれております厳しい、言うなれば、商工債券発行という債券券行金融機関としての役割を持つておる、機能を持つておる商中が、一般的の金融機関並みに預金を

どしどし取り入れてもらつては困るということで、大臣が冒頭に申し上げました、従来から市中で發行しております商工債券の消化といいますか、発行力を最低限維持すること、これに主眼を置かれ

たわけでございまして、他の金融機関との競合調整という問題はなかろうというふうに思うわけでござります。

それから、第一の側面が、貸出先の問題あるいは貸付熊様の問題が出てまいるわけでございますが、これも、先ほど申し上げましたように、組合及びその組合員という、そのメンバーを基本として、メンバーの事業活動の円滑化という観点、またメンバーが求めます金融サービスにこたえると、いう形での業務の充実という側面が非常に強うございます。その限りにおきましては不特定多数といいますか、一般的な中小企業を対象とする事業展開ではございませんので、そういう色彩の濃い

すけれども、そこで取り入れられることになつた

それらの業務についてちょっとお尋ねしたいと思ひます。

今回の改正で、この商工中金自身の業務が相当拡大されるわけなんです。その場合に、今私が質問いたしました、民間金融機関からの意見を聴取されたときの意見等も、今お答えいただきまして、例えば預金取引先の問題だとか、貸付先の組織の範囲とか、そういうものが一應出されただけれども、業務自身が拡大されたわけなんですか

ら、今後民間金融機関と競合し、こういう民業を圧迫しないようにして、話し合いのもとに進められますが、業務が拡大したからそういうあたりの心配が持たれるわけなんですけれども、そういうところに対してはどのようにお考えになつていらっしゃいましょうか。

それと同時に、今回の改正では所属団体の構成員たる中小企業の役員までとされましたが、それどころか、これについて民間金融機関の意見はどうであったのかお答えいただきたくと思います。また従業員についてはどういう検討がなされたのかお答えいただきたいと思ひます。

それと同時に、関連いたしまして、電力、ガス料金の収納業務につきましては、今回このように触れることになつておりますけれども、これは前回もいろいろ検討すべき時期があつたのではないかと思ひます。そういうことから考え、これはかなり民営への影響があるんじやないかと思うんですけれども、これらあたり具体的な問題でございま

すが、お答えいただきたいと思います。

それと同時に、関連いたしまして、電力、ガス料金の収納業務につきましては、今回このように触れることになつておりますけれども、これは前回もいろいろ検討すべき時期があつたのではないかと思ひます。そういうことから考え、これはかなり民営への影響があるんじやないかと思うんですけれども、これらあたり具体的な問題でございま

すが、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(末木彌太郎君) まず基本的な考え方でございますが、先ほど長官からもお答えを申し上げましたとおり、商工中金の預金受け入れ先の

今回拡大に当たりますては、商工中金が組織金融機関であるということ、それから債券の発行を認められているということ、こういう性格を十分踏まえまして、その基本的な性格に矛盾しない範囲においておいておきます。

そういう点を踏まえまして、しかばはどういう考え方立つて検討したかと申しますと、第一

は、先ほど長官が申し上げました商工債券の販売力を新しい金融情勢のもとで維持していくために

どういう預金業務の拡大が必要か、それに必要なものを今回取り上げたわけでござります。また、いろいろな種類があるわけでございまして、先ほどお話をありました通りに、中小企業のニーズというのがだんだんふえておりま

それから第一は、最近の取引実態を踏まえまして、商中とメンバーの間の関係を円滑化し、メンバーの便宜を図るという観点からどういう業務が必要かというのが第一の観点でございます。

それから第三の観点といたしまして、非常に事務処理の量も膨大になってきておりますが、主として商中の事務処理、事務合理化の観点、もちろん商中の事務の合理化は取引先の合理化にもつながるわけでござりますが、そういった事務合理化の観点から預金口座のどういう拡充が必要かと、こういう三つのマルクマールで検討いたしたというのが基本的な考え方でございます。

そこでお尋ねの第一点でございますが、今回所属団体またはその構成員の役員からの預金の受け入れをするようになつたのだが、その考えはどういう考え方かということでございます。

素朴な発想をいたしますと、メンバーの組合またはその構成員の企業の役員の方々は商工中金は自分たちの金融機関である、半官半民でございますけれども、そういう意識をお持ちでございますので、かねてから役員が預金口座を開けるようになつたのが背景でございました。

そういうものが背景にござりますけれども、具体的に申しますと、中小企業の場合には団体なりあるいは企業なりの信用力といふものと、その団体あるいは企業の役員の信用力といふものが、実は現実の第一線の現場では混然一体になつて判断されることが多いわけでございまして、したがいまして、役員の預金を受け入れることによりまして役員と商工中金の直接的な取引ができるということは、その属する企業あるいは団体との金融取引の円滑化に資する、こういう観点から、かねてメンバーやの要望の強かつた役員預金を今回認めることにしてお諮りしているわけでございまして、この点につきましては、集約しますと、民間金融機関からは商工中金の本来の目的に照らして必要

不可欠な範囲で考えてもらいたいというような御意見をいただいておりまして、その範囲におさまった問題だと思います。

それから、第三の従業員預金でございますが、

これについても当初検討したことはしたのでございませんけれども、商工中金の店舗数が出張所も含めまして九十六ということで、かなり全国分布しておりますけれども、従業員の方々の日常の支払い、受け入れをするについては、必ずしも十分な店舗展開ではない。この時点では従業員の預金を受け入れることにして必ずしも十分なサービスができるか、なお時期尚早の感もあるということで今回は従業員預金については見送りにしたい次第でございます。

それからお尋ねの第四、電力、ガス料金の収納業務でございます。これは従来から、公共料金と

いうことで電話料金、水道料金につきましては收納業務の代行をしておりまして、それに伴つてメ

ンバーである団体あるいはその構成員の口座を設けて取り扱わせていただいておるわけでございま

すけれども、従来は非常利機関に限るということ

で電話、水道に線を引いていたわけでございま

す。これはメンバーやの要望からすれば大変もつと

したことだと思います。

そこで、これにつきましてもいろいろ検討いたしましたけれども、電力、ガス料金といふものを、

とり入れるということになりますと、これはかな

り金額も大きくなりまして、民間金融機関への影

響も無視できないものがあると思いますけれど

も、電力料金、ガス料金の取り扱いのためとい

うことでありますと、実はこれは電力会社、ガス会

社はそれぞれベンパンク、主たる取引銀行を持

っておりますから、商中のメンバーが商中経由で

支払うことにして、商中に持つてある口座には

一時的に入るだけで、一たん入つてまたその口座

から所定の期日に払い出されて、電力、ガス会社

のメンバーの便宜には非常に資する一方、民間金融機

関への影響は大きくなっていることでこれをやらせていただきましたことにしたいという、そういう趣旨でございます。

○田代富士男君 次に、株式の取得についてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、この株式取得の目的は何であるのかお答えいただきたいと思いますし、またその場合、その目的を達するためにはどの程度取得しようとすると、この法的制限といいますか、そういうものは見られませんけれども、この点どのようなものになつておられるのかお答えいただきたいと思います。その場合、要望のあるすべての中小企業に対応することができるのか。また、その場合所要の資金はどの程度になるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

それと同時に、一たん取得した株式はいかなることがありましても手放すことはないのか、それとも何らかの目的が達せられたり、条件が整うと

いうような、そういうことができたときには手放しがされるのか。また、それはどういう目的であ

ります。

○政府委員(末木風太郎君) 五点お尋ねでござい

ますので、順次お答えいたします。

第一に、株式取得の制度を設けることとした趣旨でございます。

最近中小企業におきましても、銀行借り入れだ

けなく、増資という形で安定的な資金調達を行

って財務体質を改善していくといった意欲が高

まつてきておりまして、商工中金の構成員の場合

に、民間の金融機関とこの点については大体同じ意味の金融機関としてのあり方を考えました場合

に、民間の金融機関との点については大体同じ

意味でございまして、それがそのまま適用にはなりませんけれども、広い

意味の金融機関としてのあり方を考えました場合

に、民間の金融機関との点については大体同じ

意味でございまして、これが商工中金が融資をする場

合とパラレルと申しますか、準じて考えていくべ

ります。

それから第三でございますが、中小企業の要望

に応じてすべて株式を持つのかどうかということ

でございまして、これは商工中金が融資をする場合とパラレルと申しますか、準じて考えていくべ

き問題かと思ひます。

まず第一に、当然先方からの依頼を受けて検討が始まるということで、うちの株を持ってくれないかというお話をまず発端にござります。その次に、まだ具体的にどういう基準というところまで詰まつてはおりませんけれども、おおむねの方針を申し上げますと、商中との取引実績がある程度ある取引先、從来一定の期間円滑に取引をしてきている先だということが必要かと思いますし、それから第二に、当然経営が健全なもので健全經營をしている企業であることが必要でございますし、それから第三に増資でございますと、貸し出しに準じましてそのお金が一体どういうふうに使われるのかというその事業計画のチェックということが必要にならうかと思ひます。なお、さらにつけ加えますと、融資でなく出資という形で商中のお金を受け取るのはどういう理由か、こういったようなことを検討した上で要望に応じていくと

いうことにならうかと思ひます。
それから第四点でございますが、この改正に伴うこのための資金量はどのくらいを見込んでいるのかということをございます。
これは最近二年間に、商工中金に対しまして株式保有がもし制度上できるものならば少し持つてもらいたいんだがというような要請がありましたものを拾つてみますと、約百五十件ほどお話をございました。これを先ほどのよな形で五名仮に持つたとして計算いたしますと、当面の数字は二十億円ということで、当面そろ大きな数字ではございません。将来この数は、こういう制度ができるまで手放すのかあるいはどうするのかといふことがあります。

最後に五点目で、一たん取得した株式は、どんな場合でも手放すのかあるいはどうするのかということをございます。
株式取得でございますから、原則として長期にわたって保有をしなければ意味ございませんので、相当長期間保有するということが前提にならうことなどございます。

うかと思ひます。ただ、先方の企業が発展していく過程で、先方の都合によりまして、株主構成を多様化するために商中の持つてある分を少しとめて質問しましたから、まとめてお答えいたしました。しかしながら、私ども過去二十年にわたりまして海外業務の仕事をいたしております。外為店十八店舗、コルレス契約先百五十分以上でございます。
○田代富士男君 次に、海外取引の拡充についてお尋ねをしたいと思いますが、午前中に同僚議員からもこの問題に対しても質問がありまして、そのときの御答弁では、メンバーの海外進出が最近ばかりでございます。その場合には、先方の御要請にこたえて手放すことも当然あらうかと思ひます。
○田代富士男君 次に、海外取引の拡充についてお尋ねをしたいと思いますが、午前中に同僚議員からもこの問題に対しても質問がありまして、そのときの御答弁では、メンバーの海外進出が最近ばかりでございます。その場合には、先方の御要請にこたえて手放すことも当然あらうかと思ひます。

まず、海外営業店を持たない商工中金が取り入れようとしておりますバイヤーズクレジット、それからバンクローン等の輸出金融に伴うリスクは、どのように回避しようと考えていらっしゃるのか、これが第一点でございます。
第二点は、保全策なり信用調査をどう進めるのかという問題でございます。
第三点は、また海外の現地法人への貸し付けについては、その種の金融の性格上その目的を限定するのか等、その運用についてお尋ねをしたいと思います。
第四点は、現在海外の駐在事務所は、理事長も午前中御答弁なさつておりましたとおりに、ロンドン一ヵ所だけでございますが、今後当然増設をしていかなくちやならない、取り組んでいきたいというお答えございましたけれども、その場合地域的にどこをお考えになつていらっしゃるのか、大体のお考えだけでも結構でございますからお聞かせいただけたならばと思います。

それと最後に、海外の駐在員の事務所の増設について、国内の融資と相違があるかどうかというような御指摘でございますけれども、海外現地法人は、私も商工中金のメンバーサービスのいわば延伸でございます。先ほど計画部長からもお話をございましたように、私どもの取引先の現地法人百六十社ばかりございますけれども、その半分程度が非常に資金繰りに困つておるようでございますが、いずれにいたしましても、メンバーに対するサービスの延長でございます。
○参考人(佐々木敏君) ただいま先生の御指摘の通りに、私ども今後商工中金の大きな仕事が海外業務であろうかと思つております。
資金融り、さらには支店等への昇格なども対応していかなくちやならないと思ひますけれども、まとめて質問しましたから、まとめてお答えいたしました。しかしながら、私ども過去二十年にわたりまして海外業務の仕事をいたしております。外為店十八店舗、コルレス契約先百五十分以上でございます。
○参考人(佐々木敏君) ただいま先生の御指摘の通りに、私ども今後商工中金の大きな仕事が海外業務であろうかと思つております。
○田代富士男君 次に、海外取引の実情に合った金利にすることを、十分に実績を踏まえた慎重な処理をいたしておられます。それによつて極力リスクを回避したい、かように考えております。
そのためには、御指摘の信用調査の問題であります。これにつきましては、貸し出しをいたしました先が海外現地法人あるいはメンバーの輸出取引先でございます。いずれもメンバーの関係先でござりますから、まずメンバーを通じまして信用調査は十分にできるかと思っております。さらには、ただいま申し上げましたコルレス先を通して信用調査を行う、あるいは実際の事務の運営は輸出入銀行との協調が多からうと思ひます。輸出入銀行の今までの情報につきまして十分把握をいたしたいと、かようて考えております。
御指摘の第三点の保全の問題でございますが、保全につきましては、親会社たるメンバーの保証とか、あるいは取引銀行の保証とか、さらには国際輸出保険の利用とということを考えまして、万能の保全策を考えておられます。店舗はまだ一店舗しかございませんけれども、そのような措置をとりまして、万能の対策を考えておる次第であります。

次は、海外現地法人に対する事務の運用について、国内の融資と相違があるかどうかというような御指摘でございますけれども、海外現地法人は、私も商工中金のメンバーサービスのいわば延伸でございます。先ほど計画部長からもお話をございましたように、私どもの取引先の現地法人百六十社ばかりございますけれども、その半分程度が非常に資金繰りに困つておるようでございますが、いずれにいたしましても、メンバーに対するサービスの延長でございます。
○参考人(佐々木敏君) ただいま先生の御指摘の通りに、私ども今後商工中金の大きな仕事が海外業務であろうかと思つております。
○田代富士男君 次に、債券発行業務についてお尋ねをしたいと思います。
現在、我が国では債券発行銀行としてはどういふべきかと考へておきます。
○参考人(佐々木敏君) 次に、債券発行業務についてお尋ねをしたいと思います。
現在の商工中金が行っていないものは何であるのか。ここからあたりお答えいただきたいと思ひます。それと同時に、今回商工中金がそれらの銀行と同様の金融サービスを行えるようによつとしいる理由は何であるのか。今さつきもちょっと

お話を出ておりましたけれども、再度理由をお尋ねしたいと思います。

今回の措置というものは、時代の追従であつて、決して私は先取りではないと思うんですけれども、この点に対する率直な御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(末木鳳太郎君) 債券関係で五点お尋ねでございます。

第一点、債券を発行している金融機関は、商工中金のほか、興業銀行、長期信用銀行、日本債券信用銀行、農林中金、東京銀行、全部で六行でございます。

第二点、それらの金融機関のサービスはどのようなものかということであります。債券の発行に伴う、あるいは関連するサービスといたしましては、例えば興長銀と東京銀行は若干の差はございませんが、おおむね申し上げますと、まず非常に大事なことは、債券を買ったお客様に普通預金口座を開設しまして、普通預金と債券貯蓄を一本化して、そうしておきました。普通預金がだんだん引き出しで減つていった場合に、必要があれば債券を銀行に預けておきました。それを担保にして普通預金の方に一定額まで自動融資が行われる自動融資の仕組み、これは債券総合口座と言つておりますが、そういうのが一つ。

それから、債券と一緒に国債を取り扱つております。したがいまして債券と国債を組み合わせた金融新商品というサービスを提供している、こういうのが大きなサービスの主なものではないかと思います。

これら今申し上げました例は、いずれも商工中金の場合には、現在取り扱つておりません。法律上できないことになつております。これが二点、三点でございます。

第四点で、それを取り扱う理由でございますけれども、当然のことながら商工債券の発行を從来どおりやつて、資金確保力を落とさないというため、こういった他の債券発行銀行並みの業務の充実が必要だというのがその理由でございました

て、例えば最近の例で申しますと、商中以外の五行で既にやつております国債割引債口座といふのは、まずお客様が新発の長期国債を買つ。そうすると、その利子が毎年つきます。その利子で割引債を自動的に購入してもらつて、全体として効率的な高利回り商品になるというものでござります。

もう一つ、債券総合口座は、先ほど申し上げたようなものでございますが、こういったサービスができませんと、やはりサービスが充実していくことで、商工債券の売れ行きに不安が生じます。そういったことをなくしていきたいというのが趣旨でございます。

最後に御指摘のありました、今回の改正は、そういう意味では後追いではないか、そういうことについていかといふ御批判かと思います。

確かに国債割引債口座が発売されましたのは五十八年十月でございます。それから債券総合口座

がこの一月でございまして、おくれてすることは否定できないわけでございますけれども、先ほど来て御説明を申し上げましたように、前回の改正以来、金融自由化の行方などを見定めまして、あるいは銀行法の改正等の結果を見まして、機会を見て検討してきたわけでございます。金融自由化につきましてある程度の見通しがつく段階に今なつたわけでございまして、かつ若干今の二点の例で申しますと、おくれていることは否定できませんけれども、まだ商工中金の資金調達という面からすれば、出おくれといふことはないこの時期を選んで改正をお願いしていることは否定できません。

○田代富士男君 次に、証券業務についてお尋ねをしたいと思いますけれども、商工中金は国債等の窓販、ディーリングを行うことになりますけれども、その必要性は何であるのか。また、從来の

す。また、国債等のディーリングのノーハウはあるのか、重ねてお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(末木鳳太郎君) 国債等の窓販ディーリングを行います理由、必要性は二つございますが、まず第一は、スピードなどでワン・ストップ・ショッピングということがございますけれども、

金融商品の場合にも、いろいろなタイプの金融商品がある金融機関の店頭で、いろいろな金融商品を一度に買えれば便利であるという時代になつてきています。商工中金の窓口へ行きますと、例えば商中債は買えるけれども国債は買えない、隣の別の銀行へ行きますと、利付債も買えるし国債も一緒に買える、そういうことでございますと、やはり便利な方にお客は行きます。そういうことではイコールファーティングの競争ができませんので、そこで重要な金融商品になつてしまつました国債を店頭に並べることができるようにして、お客様が来てくれるようになります。これが一つでございます。

もう一つは、先ほど触れさせていただきましたけれども、商工中金の債券と国債を組み合わせた新商品を扱つていきた。具体的には国債を貰つていただいたお客様にはその利子でワリシヨー、割引商工債券を買っていただいて総合的な運用をしていただく、こういうのがねらいでございます。それが先ほどお尋ねの必要性及び例えどん

な商品ができるかということでございます。ディーリングのノーハウにつきましては、商工債券というものを扱つてきたという実績そのものも国債の窓販ディーリングを支えるための重要な経験を積んできたと思いますが、既に余裕金の運用をいたしまして、商工中金は相当多額の国債を從来から扱つております。したがいまして、そういう経験を踏まえまして窓販ディーリングについての能力は既に備えているものと考えております。

○田代富士男君 今回の改正によりまして、中小企業を主体として設立されました共同出資会社、企業を主体として設立された共同出資会社、また第三セクター等への貸し付けが行われること

になるわけでございますけれども、その場合、中小企業が主体としてということは、主体としてでなければ一部大企業が参加するものかどうか、そういう参加するようなことがあっても認めるということになるかどうかという、この点が第一でございます。

第二点は、大企業が入つても主体とならないといふのは現実的に難しいのではないかと思ひますけれども、この点はどうでございましょうか。それから共同出資会社、第三セクターなどから既に貸し付けについての打診があるのかどうか、あれほどいうところからどういうことについての貸し付けの問い合わせが來ていて、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(末木鳳太郎君) 法律の二十八条ノ四、一項で、「中小規模ノ事業者ヲ其ノ主タル構成員トシ且其ノ構成員タル中小規模ノ事業者ノ貿易ノ振興又ハ事業ノ合理化ヲ圖リ其ノ共通ノ利益ヲ増進スル為必要ナル施設ヲ行フ法人」これはお尋ねの共同出資会社、これを指しておっしゃつておられるものと思ひますが、既に御承知のように、この共同出資会社は新しい中小企業の組織形態として中小企業基本法十三条规定の「中小企業の共同化の一環として政策的な意義が認められるもの」として考へておるわけでございますが、一方、商工中金の貸し出し対象の中には大企業が法律上入り得ることになつております。出資資格団体等には大企業が加盟することができる事になります。

そこで、中小企業が主体であつて、一部大企業が入つてくるという場合に、それは中小企業がそういう大企業に加盟する認めたことによつて、大企業が加盟することになつております。

概に大企業を排除することはむしろ中小企業にとって得策ではないのではないかということでございまして、あくまでこれは、中小企業が無理やり大企業に入り込まれるということはあり得ない

はずでござりますから、どうぞということでどういう共同出資会社をつくるのであれば、個別にも

ちろんその主体性の確保の担保は必要でございます。すけれども、対象にしていいのではないかというものがその趣旨でございまして、具体的にそれではどういう場合に自主性が担保されるかということについてはある程度の基準を設けまして、例えばそのメンバ構成、出資構成等につきまして政令で基準を定めることによって自主性は担保されていくものと考えております。

次に、具体的にどんな話が商中に来ているのかということでござります。私どもの方が承知しているところで申しますと、商中の調査によりますと、全国で今回の制度改正が成立した場合に对象となり得る共同出資会社は約百社程度既にあるのではないかと、こう見ておりまます。具体的には共同販売とか共同仕入れとか共同検査、共同運送、小企業も入って、地下街を総合的に管理運営する共同出資会社をつくるっているケースなどが典型的な例の一つでございます。

○田代富士男君 次に、余裕金の運用についてお尋ねしたいと思ひますけれども、この余裕金の運用については、金銭信託への運用が新たに行われるようになるわけなんですかと、これまで控えていた理由は何であるのか、また今回運用することになった理由は何なのか、そこらあたりお答えいただきたいと思いますし、また今後ともこの余裕金の運用については前向きに考えていくべきだと思いますけれども、この点どうお考えになります。

○政府委員(末木鳳太郎君) 御指摘のとおり、今度の改正で、金銭信託を余裕金の運用対象に追加いたしたいということにしておりますが、從来余裕金の運用につきましては、できるだけ有効に運用されて全体の資金効率を高めることができることと考えられておりました。それから、そういった考え方のとて、從来は一方安全性等も考えまして、総合的配慮のもとに国債その他の優良な有価

証券、金融機関への預け金、貸付信託あるいは金融機関に対する短期貸し付け等が列挙されていたわけでございます。

今回、この余裕金の運用の規定を全面的に見直しましたとして、ある程度大きな規模になってきました余裕金、それから金融取引の実態等を踏まえまして、この従来の余裕金の運用対象のうちの一部は、従たる業務ということで独立といいまして、金銭信託につきましてもこの時点で検討してみますに、安全性、有利性、流動性等から見て、今この時点で余裕金の運用先として適当であろうと思われたものでございますから、これを余裕金運用対象に追加をしたいということでござります。そういう考え方で先を考えてみてはその有効活用を図るという方向で対処していくべきものと考えます。

○田代富士男君 午前中の同僚の質問の中で、理事長から、商工中金は半官半民の組織金融機関として、今後ともその原点を忘れずに頑張っていくというお答えがありましたけれども、そのときに理事長は、精神は官の立場で、そして体は民間の立場で、ユニークな特色があるこれを、何とかバランスをとつてやっていくという、こういう御答弁をされました。同僚委員は時間もなかつたものですから、それ以上お尋ねにならなかつたかとおもいますけれども、私はまことに、精神面は官の立場で、体は民間の立場でという、これは理論的にはわかるわけなんですが、実務ではどういう面にこれがどうあらわれるのかお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(末木鳳太郎君) 御指摘のとおり、今までの改正で、金銭信託を余裕金の運用対象に追加いたしたいということにしておりますが、從来余裕金の運用につきましては、できるだけ有効に運用されて全体の資金効率を高めることができることと考えられておりました。それから、そういった考え方のとて、從来は一方安全性等も考えまして、総合的配慮のもとに国債その他の優良な有価

化はどの程度進んでいるのか、また今後の組織化の方向をどのように考えていらっしゃるのか、そちらあたりをあわせてお答えをいただけたらと思うんですけれども、よろしくお願いいたします。

○参考人(佐々木敏君) 先ほど申し上げました半官半民といふ私どもに課せられました特殊な役目でございます。官は通産省、中小企業庁のいろいろな政策、中小企業政策の根本でございます。企業組織化というものを、金融面から御支援申し上げるという大きな役割を持っております。ただ、この仕事はなかなか率直に申し上げましてコストがかかる問題でございます。小口多数の融資でございますし、あるいは相互組織でございますから、全国に店舗を開拓するというようなお金のかかる問題でございますから、これを補強する意味において政府のお金をちょうどいしているということであります。

仕事の内容といたしましては、中小企業政策にいろいろとございます不況対策、災害対策、あるいは構造改革対策等々につきまして、私ども通産省の御指示に従つてお仕事を申し上げている。しかし他方、九〇名以上のお金をもつて民間金融機関と競争をするという立場でございます。そういう意味におきまして、民間企業の効率性、合理性、そういうものを追求しなければならない。官の政策性と民の効率性というものは、言うべくしてなかなか難しいわけでございますから、先ほど申し上げましたような、あいいう言い方を中心とした次第であります。具体的には国の政策を中心守り、かつ民間企業と同じように、出資者である中小企業の皆様の負託にこたえまして、民間企業としての弾力的な経営をすると、その二つを申し上げた次第であります。

○説明員(遠山仁人君) 中小企業の組織化のことについてのお尋ねでございます。

まず組織化の目的でございますけれども、申し上げるまでもございませんが、中小企業は大企業に比べまして経済的、社会的に見まして不利な立場にあるわけでございます。最近の状況を見ます

と、中小企業を取り巻く経済社会環境は非常に激しく変化をしているわけでございます。安定経済成長の定着あるいは国民ニーズの多様化、高度化、それから技術革新の進展とか情報化の進展、そういう中で、中小企業がそういう環境変化に適応いたしまして、持ち前の旺盛なバイタリティを發揮していく、あるいは効率的な活動を進めいく、こういうことが必要になっているわけだと思います。

こういう中で、中小企業がそういう環境変化においていくことが要請されている、こういうことだと思います。個々の中小企業がそういう中で対応していく、こういうことが必要になっているわけだと思います。個々の努力を幾つかの中小企業が集まるこによりまして共同して事業を行っていく、こういうのはなかなか難しい面がござりますので、そいつた個々の努力を幾つかの中小企業が集まることによりまして共同して事業を行っていく、こういうことが非常に重要なことになっていくと、こういうふうに思うわけでございます。

そういうことで、共同化、集團化ということで組織化の成果が上がりつづると、こう思つておきますけれども、組織化の現状を見てみますと、私どもで把握しております中小企業の組合の数は、五十九年三月末現在でございますけれども、五万九千三百三十組合ほどございます。事業協同組合が約四万一千ほどございまして、そのほかに事業協同小組合、火災共済協同組合、それから商店街振興組合、企業組合、商工組合、協業組合、商工協同組合、企業組合、商店街振興組合、それからそういった組合連合会がございます。それ全部で先ほど申しました五万九百三十組合あるわけでございます。

中小企業が全体としてこういう組合にどの程度参画しているかということは、なかなか正確には把握できない問題でございますけれども、少し前になりました調査によりますと、製造業では事業協同組合で二九・五%，商工組合で九・九%と、

こういふうな調査結果もあるわけでございまして、それから別の調査ですけれども、卸売業では

事業協同組合で二七・一%、商工組合で二三・三%、それから小売業につきましては、事業協同組合で一九%、商工組合で二九・四%と、こういうふうな組合に参画しているという調査がございました。こういった結果を見ますと、中小企業のうち大体半数近くがこういった組合に参加しているのではないかと、こういうふうに私どもは見ております。

それから今後の組織化の方向でござりますけれども、先ほど申しましたようないくつかの環境変化の中で、中小企業が自助努力によりまして積極的に新しい生き方を切り開いていくことが期待されるわけでございまして、組織化を進めていく上で非常に重要でございます。

どういう方向で組織化を進めるかということをございますけれども、大きな流れといいたしましては、従来こういった中小企業の組合の設立の目的が、規模のメリット、あるいは共同事業——共同生産とか共同加工、あるいは施設の共同整備、共同で整備すると、どちらかといいますとそういう施設面、ハード面の共同事業が中心だったんではないか、こう思うわけでございますが、最近の動きといいたしましては、そういうものに加えまして、市場開拓とか販売促進、あるいは新商品の開発といったソフトな経営資源面の共同化の動きというものがあるわけでござります。そういう動きをとらえまして、そういう方向で各種の施策を講じまして、組織化の推進に一層努力を傾けていきたい、こういうふうに考えているわけでござります。

○田代富士男君　ただいま商工中金の所属団体は、組合のはば五割ちょっとの数字でござります。正確には二万七千四百組合、五三・六%の組織率でござります。したがいまして、それ以外のものが未所属でございますが、まず理由というものを、私どもかつてアンケートを調査等で調べました結果によりますと、その過半が組合として金融事業を行っていない。法律的にできないか、もしくはできるけれども組合の方針としておらない、あるいは当面、組合並びに構成員の方々の資金需要がないというのが半数以上を占めておりました。なお、そのほかに理由として、遠隔地にございまして、私どもの支店からはすぐ離れておるから商工中金には入るまでもないというような組合も相当あったよう承知いたしております。

したがいまして、御質問の未所属組合からの私どもに対する注文といらものは必ずしも定かでございません。しかしながら、私どもは総合金融機関といたしまして、単にお金をお貸するだけの機関ではございません。中小企業の皆様にいろんな情報を伝達するとか、あるいは預金、債券御購入をお願いするとか、いろんなことで、お金をお貸しする以外にいろんな関係がござります。そういったことでただいま勧説もいたしまして、商工中金を認識されてお入りいただく組合も多うございます。

そこで、御質問の、私ども未所属組合に対するアプローチの仕方でございますが、五十八年から私ども本部に組織開発部という新しい部を設置いたしまして、各営業店と一体となりまして、組合の活性化あるいは未所属団体の加入促進等努力をいたしておる次第であります。特に仲間であります中小企業団体中央会と密接な連携をとりまして、相互に会員紹介等の仕事をいたしておりまして、実を上げておる次第であります。その結果、新規加入団体がこのところ急増いたしております。五十九年度は合計千百十五組合で、五十八年度に比べまして倍以上に新しい団体が御加入をいただいたわけでございます。

○参考人(佐々木誠君)　ただいま商工中金の所属団体は、組合のはば五割ちょっとの数字でござります。正確には二万七千四百組合、五三・六%の組織率でござります。したがいまして、それ以外のものが未所属でございますが、まず理由といいうものを、私どもかつてアンケートを調査等で調べました結果によりますと、その過半が組合として金融事業を行っていない。法律的にできないか、もしくはできるけれども組合の方針としておらない、あるいは当面、組合並びに構成員の方々の資金需要がないというのが半数以上を占めておりました。なお、そのほかに理由として、遠隔地にございまして、私どもの支店からはすぐ離れておるから商工中金には入るまでもないというような組合も相当あったよう承知いたしております。

○田代富士男君　午前中、同僚委員から資本金の比率は一〇〇対四三の比率である、こうした御答弁がなされておりましたけれども、現在の資本金の内訳を見てみますと、一千八百十三億円のうち政府出資は七〇%の千二百六十九億円、残りの三〇%五百四十四億円が組合出資となっております。御承知のとおりだと思いますが、中小企業にとりましては、一貫して御答弁されておりますとおりに、自分たちの金融機関であるとして、そのように自負していらっしゃる商工中金であるわけでござりますから、それならば組合出資の比率が高い方がよいのではないかと思われる一面もあるわけでございます。

一方中小企業の組織化の促進、また中小企業の強化育成という、こういうような観点に立つてみますれば、逆に政府出資の意義はまさに大きいものがあるのではないかと思うわけでござります。殊に、商工中金が求められておる役割からすれば、店舗を全国的に展開するなど、商工中金の財政上の負担を考えるならば、むしろ政府出資の実を引き上げるべきだと私は思うのでありますけれども、このことは前回の法改正においても指摘したところでございます。

そこで、國の財政悪化の中での今後の政府の出資のあり方についてどう考えていらっしゃるのか。なお、この機会に經營の近代化、合理化などについてどのように取り組んでいくのか、特に御承知のとおりに時代の流れとともにOA化の推進、従業員数の削減などについてお伺いをしたいと思います。また、今後の經營努力として取り組むべき課題は何であるのか、商工中金の經營のあ

り方、あるいは基本方針についてもあわせてお答えをいただきたいと思います。

時間も、私の制限時間が来ておりますし、質問の内容が多くて、簡単にといつちや申しわけございませんですけれども、要領よくお答えいただけます。

○参考人(佐々木誠君)　御指摘のように、商工中金に対する政府出資の意義と申しますか、これはあくまでも御指摘のような組織強化を通じました中小企業の育成強化と、の商工中金の意義に着目いたしまして、政府の支援を行っておるわけでございますが、一方で、やはり全国に店舗網を整備し、かつ小口の貸し付けを行うという意味において興・長銀等、他の債券發行銀行よりもはるかに高いコストが生ずるわけでございます。そういう意味において、そちらでござります。

た商工中金の經營基盤強化という観点から、政府出資の必要性は非常に強いものだと思っておりますが、あわせて今後の商工中金の經營の努力の進展及び中小企業の出資負担能力、こういった点を勘案しながら適正な政府出資を行っておりま

す。確かに、商工中金が求められておる役割からしてまいりたいと思います。

○参考人(佐々木誠君)　御指摘のように、大変厳しい時代でございますから、私どもできるだけ経営のあらゆる面で近代化、合理化を図っております。

具体的には既に第一次、第二次オンラインをいたしておりますが、さらに本年四月からはパソコンを中心とするファームバンキングもいたしておりますし、今後とも高度情報化社会時代に備えまして、電算対応を進めてまいる所存でございま

す。それに伴いまして極力省力化等についても相努めたいと思っております。こういった合理化、近代化のほかに、さらに法改正を機に多様化する中小企業の金融ニーズにつきましても万全の対策を立てたいと、かように考える次第であります。

○田代富士男君 次に、役員の任期についてお尋ねをしたいと思いますが、今回四年から二年にされるようになりますけれども、その意義はどういうところにあるのか、腰を据えた業務への精勤という点でどう考えるのか、伺いたいと思います。

また役員の任命制についてお尋ねいたしますが、現在は定款によりますと、副理事長制が法制化されますけれども、その理由は何なのか。また一方で、他の役員が主務大臣任命から主務大臣認可、理事長任命に変更された。扱いに差が生じるのではないかというような見方もされておりますけれども、その理由についてもお尋ねしたいと思います。

それとあわせて、役員の数についてもお尋ねします。

たいと思ひますが、商工中金と同程度の都市銀行、例えば御承知のとおりに、協和銀行、大和銀行、埼玉銀行クラスではないかと思います。けれども、そこでは役員は二十数名あります。しかも今回の法改正では業務が拡充されるようになりますけれども、十一名で十分であるのかどうか、ここらあわせてお答えいただきたいと思ひます。

時間もありませんから、そういう立場から最後

に、この組織化をやつていきたいという理事長のお話がございました。組織というものは人によってつくられ、人によって運営され、人によって有終の美を飾ると言われますし、また人は石垣、人は城と、こういうようなことに言われますとおりに、この商工中金の運営のかなめにあります理事長のお立場は大変じゃないかと思ひますけれども、所見を伺いたいと思います。

また大臣からは、商工中金を監督指導する立場にありまして、そういう立場から中小企業政策などの推進についての決意をあわせてお答えいただきたく思います。

○政府委員(末木風太郎君) 事務的な点をまずお答えいたします。

役員の任期等たくさんお尋ねがございますが、相互に関連しますので、まとめてお答えをさせていただきます。

任期を四年から二年にいたしましたのは、これは一貫としまして、各省共通にそろえていこうという方針に従つたものでございまして、既に幾つか国会でそういう改正が行われたケースがございました。今国会では輸出銀について同じく四年、二年

の提案が行われております。それから、業務の精勤という点で問題ではないかといふことでございまして、極力役員の職務責任を一層明確にして全員頑張っていきたいと考えております。

このために、今回副理事長が法制化されるわけですが、主として中小企業によつて構成される組合等の出資により設立された組合の共同施設とも言うべき重要な金融機関でございます。したがつて、これら所屬団体たる組合などのさまざま金融サービスに対するニーズに、適時適確にこたえることがその主な役割であるということから、今後度つきましても定款上明記するように、主務庁にて、業績を上げるための、精勤のための刺激に

なる面もございまして、その点、それらを総合してこういう方針を政府として決めているものと理解をしております。

再任の問題ござりますけれども、たとえ同じ四

年やりますも、初めから四年というのと、二年プラス二年というのでは差があるということが、そういう方針になっているものと理解しております。

それから、任命制の変更でございます。従来と

変えまして、副理事長及び理事は理事長の任命といふことになりましたんですが、これも最近の立法例を見ますと、理事長、副理事長、すべての理事について大臣任命というものはほとんどなくなつてきておりまして、新しい立法例にこの際そろえて、いわば機関の自主性を尊重する形に移行する趣旨でござります。

それから、他の金融機関と比べまして少ないと

いう点は、数字を比較いたしますと、先生御指摘のとおり相当の開きがございます。そこはそのとおりでござりますけれども、こういう財政再建過程の折から、いろいろ厳しい状況のもとにござります。まさに先生のおっしゃる、組織は人であるとの使命が達成できるものと、かように考えておりました。まさに先生をおっしゃる、組織は人であるということを拳々服膺いたしまして、新しい時代に邁進したいと考えております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 最初に、田代委員からこの今回の法改正の目的についてお問い合わせがありまして、それにお答えしたところでござい

がら事務量の拡大とか、その複雑性とか、今後考えていくべき問題だと思っております。

○参考人(佐々木敏君) ただいま部長からお話をございました役員の点でありますと、半官半民の私どもの性格からして、率直に申し上げて役員は非常に少ないわけでございます。しかし、私どもも政府系金融機関の立場から、臨調の精神を尊重いたしまして、極力役員の職務責任を一層明確にして全員頑張っていきたいと考えております。

このために、今回副理事長が法制化されるわけですが、主として中小企業によつて構成される組合等の出資により設立された組合の共同施設とも言つたしまして、極力役員の職務責任を一層明確にして全員頑張っていきたいと考えております。

度つきましても定款上明記するように、主務庁にて、業績を上げるための、精勤のための刺激に

なる面もございまして、その点、それらを総合してこういう方針を政府として決めているものと理解をしております。

再任の問題ござりますけれども、たとえ同じ四

年やりますも、初めから四年というのと、二年プラス二年というのでは差があるということが、そういう方針になつているものと理解しております。

それから、任命制の変更でございます。従来と

変えまして、副理事長及び理事は理事長の任命といふことになりましたんですが、これも最近の立法例を見ますと、理事長、副理事長、すべての理事について大臣任命というものはほとんどなくなりつてきておりまして、新しい立法例にこの際そろえて、いわば機関の自主性を尊重する形に移行する趣旨でござります。

それから、他の金融機関と比べまして少ないと

いう点は、数字を比較いたしますと、先生御指摘のとおり相当の開きがございます。そこはそのとおりでござりますけれども、こういう財政再建過程の折から、いろいろ厳しい状況のもとにござります。まさに先生のおっしゃる、組織は人であるとの使命が達成できるものと、かように考えておりました。まさに先生をおっしゃる、組織は人であるということを拳々服膺いたしまして、新しい時代に邁進したいと考えております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 最初に、田代委員からこの今回の法改正の目的についてお問い合わせがありまして、それにお答えしたところでござい

大きく中小企業にも金融の自由化あるいは技術革新、情報化の波等が押し寄せておるわけでございまして、そういった中にあって、商工中金は政府系中小企業金融三機関の中の一つでござります。

さしあなづかの立場から、臨調の精神を尊重いたしまして、極力役員の職務責任を一層明確にして全員頑張っていきたいと考えております。

このために、今回副理事長が法制化されるわけですが、主として中小企業によつて構成される組合等の出資により設立された組合の共同施設とも言つたしまして、極力役員の職務責任を一層明確にして全員頑張っていきたいと考えております。

度つきましても定款上明記するように、主務庁にて、業績を上げるための、精勤のための刺激に

なる面もございまして、その点、それらを総合してこういう方針を政府として決めているものと理解をしております。

再任の問題ござりますけれども、これは一方でございまして、その主な役割であるといふことでございまして、その機会に私ども専務理事制度につきましても定款上明記するように、主務庁にておきまして業績評価を二年単位で行うことによって、業績を上げるための、精勤のための刺激に

なる面もございまして、その点、それらを総合してこういう方針を政府として決めているものと理解しております。

それから、任命制の変更でございます。従来と

変えまして、副理事長及び理事は理事長の任命といふことになりましたんですが、これも最近の立法例を見ますと、理事長、副理事長、すべての理事について大臣任命というものはほとんどなくなりつてきておりまして、新しい立法例にこの際そろえて、いわば機関の自主性を尊重する形に移行する趣旨でござります。

それから、他の金融機関と比べまして少ないと

いう点は、数字を比較いたしますと、先生御指摘のとおり相当の開きがございます。そこはそのとおりでござりますけれども、こういう財政再建過程の折から、いろいろ厳しい状況のもとにござります。まさに先生をおっしゃる、組織は人であるとの使命が達成できるものと、かように考えておりました。まさに先生をおっしゃる、組織は人であるということを拳々服膺いたしまして、新しい時代に邁進したいと考えております。

○政府委員(石井賛吾君) 御指摘のように、臨調におきまして、商工組合中央金庫の存在意義、将来から討議が行われました。しかしながら、数次にわたります答申におきまして、商工組合中央金庫につきましては個別の指摘は行われなかつたわ

けでございます。これを我々は、多くの政府関係金融機関につきまして、個々にいろいろ臨調から御指摘がございましたが、今申し上げましたような商工組合中央金庫の場合は、その実績が高く評価されたり、あるいは将来の組織金融機関としての意義づけについて御理解を賜った上で、そういうような個別指摘がなされなかつたのではないかというふうに理解しておるところでござります。

○市川正一君 見直し対象には上げていませんでしたか。

○政府委員(石井賢吾君) 第四部会で当然討議の対象でございました。討議の対象でございましたが、具体的に商工組合中央金庫につきまして、今後臨調としてどうなすべきだという指摘はございませんでした。

○市川正一君 あえて私が、それをこういう形でお伺いするのは、今回の改正の内容を見ますと、資金調達の大宗を占めるといいますか、大部分を占めている商工債券のその販売力を維持するためということで、債券総合口座、国債割引債口座等々の金融商品を提供するとか、あるいは員外貸し出しの拡大とか、言うてみると民間銀行並みの業務をすることになつております。私は、本来政策金融機関である商工中金を民間金融機関に変えていくというような意図と申しますか、政策的立場というものがありはしないかという懸念をあえて持つんでありますか、そういう点はただいまの一問との関係などから見て全く相變にすぎない、こうおっしゃついていただくならばそれでいいわけですが、どうでございましょう。

○政府委員(石井賢吾君) そのとおりでござります。

○市川正一君 非常にきっぱりしたお答えをいただいてまことに幸いでありますが、では引き続いでお伺いしますが、農林中金というののがござります。これは御承知のように一九七三年、昭和四十年に法改正がありました。そうして農林中金

は、余裕金で政府出資金を自主的に政府に返還して、政策金融機関としての性格を変えたと言つていい経過があるわけですね。私、政府間とのやりとりの中で、そう言って過言でないという肯定的認識を得ているわけであります。しかし、商工中金も、政府出資金を自主的に返還させるというような行政指導で、政策金融機関としての性格を変えるようなことは、先ほどの御答弁からいって、よもやないと思うんですが、この点も念のために伺います。

○政府委員(石井賢吾君) 市川先生御承知のように、商工組合中央金庫と農林中央金庫は基本的にその周辺の状況は全く違います。農林中央金庫は、むしろあり余る資金をいかに今後自由に活用し、農民のための集まつた金を有効活用していくべきかという観点から恒久化されたわけでございまして、その恒久化の段階におきまして、いろいろな政策金融機関としての制約を脱皮しようともが強かつたんではないかというふうに考えます。

ただ私は、商工組合中央金庫につきましては、中小企業金融を組織を通じて補完していくという基本的な立場がござります。先ほど来申し上げておきます金融自由化の中での中小企業の立場といふことを考えますと、これまでのよう組織金融の中核機関としての商工組合中央金庫の必要性といふのは從前と変わらず、あるいはそれ以上に強くなつてくるんではないかというふうに考えております。

○市川正一君 もう一つ伺いますが、中小企業政策金融機関である中小企業金融公庫、そして中小企業信用保険公庫及び、これは通産省の所管ではございませんけれども、国民金融公庫などがありますが、これらについても政策金融機関として発展させていくんだ、これが政府の基本的見地だというふうにお答えいただくということでおろしうございます。

○政府委員(石井賢吾君) 一つの節は、五十年代前後、あるいは高度成長期とその後というふうに考えてよろしいかと思いますが、五十年代以前

○政府委員(石井賢吾君) 基本的には御指摘のとおりかと思います。

臨調でそれぞれの機関につきましての指摘の中には、「収支相償を基本として、貸出利率の見直しと融資の重点化を行うことにより、利子補給等の財政支出を抑制する。」ということが基本にござります。これは基本的に中小企業のかかる政府関係金融機関の役割を否定するものではありません。むしろその役割を認定した上で、その運営についての注文かと私ども理解いたしておきます。そこで、先ほど来申し上げました金融自由化によりまして中小企業が置かれてまいります不利性といいますか、そういうものを考えますと、今後ともその不利を補完する政府関係金融機関の役割というのは極めて重要である、そこを否定するものではないというふうに私ども理解いたしております。

○市川正一君 では、別の角度からお伺いしたいのですが、商工中金の総資本金量に占める政府資金の割合、これが政府の資料を拝見しても、ずっと一貫して減つてているというふうに思うのですが、いかがでしよう。

○政府委員(石井賢吾君) 御指摘のとおりでござります。例えば切りのいい時点で申し上げれば、昭和四十年度政府資金依存度一九・五%、昭和五十年度二七・二%でございます。それに対しまして、五十九年十二月末で申し上げれば七・二%と、いうことでござります。

○市川正一君 確かに今おっしゃったように、節々とするとそういうことです。この十年余り見ましてもずっと減少の一途をたどっているわけですね。

そこで伺いたいのは、なぜこういう比率が年々減つてゐるのかという問題なんです。その点は政府としてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○政府委員(石井賢吾君) 一つの節は、五十年代前後、あるいは高度成長期とその後というふうに考えてよろしいかと思いますが、五十年代以前

におきましては、高度成長のもとで中小企業の資金需要が急速に高まつていつたわけでござります。それに反しまして、商工債券の市中消化といふことが極めて困難でございます。そういう中投入する必要が非常に高かつたわけでございます。一方、五十年代以降を考えますと、日本経済全体が安定成長に移行した関係から、中小企業の資金ニーズというのも安定的に推移いたしておりますが、あわせまして、個人の金融資産といいますか、その蓄積も進んでまいりまして、商工債券の民間消化も順調に進んできておるわけでござります。そういうたいわば中小企業の金融を取り巻く環境が大きく変わりました関係で、従来基本として融資財源を財投で補てんするという必要性がどんどん消えていっておるというのが実態かと思います。

むしろ私は官の信用といいますか、資本金をバッタといたしまして、商工債券を市中で消化していくという点を大いに評価すべきではなからうかと思う次第でござりますが、反面こういった業務量の拡大に対しまして、経営基盤の強化の必要性といふのが一層高まつてしまつております。したがいまして、従前でござりますと、政府出資金の額は毎年非常に少なかつたわけでござりますが、ここ三年に至り、毎年百億円ずつ出資をいたしまして、その経営基盤の強化に努めておるということで、商工中金の融資財源及び経営基盤強化の政府資金の中で財投と政府出資の組み合わせの遅いというものが出てきたものと理解しております。

○市川正一君 物は言いようとか見ようとかありますけれども、今のはちょっと政府側にとつて都合がよ過ぎる言い方、見方だと思うのですね。というのは、結局今も市中消化のことをおっしゃいましたけれども、私は資金需要というのの中は中小企業やはりと年々減りはしていないと思うので

すよ。むしろふえてる。にもかかわらず、それにふさわしい出資を政府の側がしてない。結局商工中金の側が債券を発行して市中から調達してきたと。それはそれだけおまえ活力が出てきたんだと。やと、そういう言い方で褒めてやったところで、それはあなた、助けてやったことにはならぬと思うんですね。私は、政府の出資も、中小企業金融を積極的に推進するというよりも、商工中金が資金調達をする際に、証券の発行限度の枠が資本金及び資本準備金の何倍というふうに決められていますね。現在三十倍あります。それに必要な分、簡単に言えば必要額の三十分の一の出資をふやせばよいという、そういう立場を貫いてこちらは、非常に筋絡的に言いますとね。だから私たと、非常に筋絡的に言いますとね。だから私は、そういう経過から見ても、年々やつぱりずっと比率が下がってきてるという面から、先ほど来長官がお答えなった中小企業政策金融機関としての商工中金を重視するということであるならば、将来に向かつて出資はふやすことはあっても減らさない、政府が債券を引き受けた額はふやす方向に向かつて努力するということをひとつこの際お答え願いたいんです。

○政府委員(石井賛吾君) 商工組合中央金庫の置かれます環境に的確に対応いたしまして、財政資金、その中での財投引き受け及び政府出資、これの適正な構成を考えて十分手当をしてまいりたいというふうに考えております。

○市川正一君 額は若干ふえているけれども率がダウントしているというこの関係がありますので、今の長官のお答えを今後見守っていきたいと思うんです。

もう一つは、今度は金利の問題なんです。利用者の間から商工中金の金利が高いという声があるんです。平均金利について、長期資金と短期資金に分けて、都市銀行、地方銀行との商工中金とを比較した数字をお教え願いたいんです。

○政府委員(末木風太郎君) 約定平均金利で申し上げますと、まず短期の方は、商工中金が五十九年十二月でございますが、六・一五七%でござい

ます。これを比較すべき民間の方を申し上げますと、都銀は五・七〇四、地銀は六・〇四七、相銀が六・四七八、信用金庫が六・九九七でございまして、商中は都銀、地銀より高く、相銀、信金より安いという数字になつております。

次に長期の方でございますが、商工中金は八・一七%でございまして、これを長期の比較の場合には、都銀、地銀等は実は本当の意味の長期はそうないわけでござります。本当の意味の長期は長信銀と比べなければならないわけでござりますが、長信銀は八・一六でございまして、長期については大体同じぐらいの数字になつております。

○市川正一君 長期については、若干コメントがあつて数字が怪しげになつておりますが、要するに低いことはないということははつきりしてますや。そこでつしやる。だから要するに高いんで

すよ。

大臣、あなた笑うたらあきまへんがな、大事な問題ですから。だから、商工中金の金利が何で高いのか。それは私はやつぱり貸し付けの原資が高い利子を払わなければならない商工債券に依存しておるからやと、こう言わざるを得ぬのですわ。

それで、言いたいのは、低利の融資を求める中小企業の要求にこたえるためには、もつと政府出資をふやして、コストの安い資金を提供する必要があります。ずつと落ち込んでいく、減っていくと見えるべきではないかと、こう思ふんですが、大臣どうですか。

○政府委員(末木風太郎君) 先生御承知のことと 思いますけれども、ある程度短期なんかは高いわけです。その事情をえて申し上げさせていただきますと、御指摘のとおり、必要資金のうちで債券で調達しているものが七〇%、預金で調達しているものが一九・五%その他一〇%ほどでございまますので、こういった、資金調達構造が基本に

あるということは、この構造上やむを得ないことでござります。

ただ、金利問題についてしばしば私どもも中小企業者の声を耳にいたしますので、常に意識を持つておりますけれども、あわせて金利問題を考えるときに御検討いただきたいことは、商工中金の場合につきましては、まず金利の振幅と申しますか、ぶれでございますね、標準、中心になる金利がますありますけれども、あわせて金利問題を考えるときに御検討いただきたいことは、商工中金の

場合につきましては、まず金利の振幅と申しますか、ぶれでございますね、標準、中心になる金利がますありますけれども、それに対して一般の民間銀行ですと、上得意については相当サービスをして安く、そうでないところは高く、それで平均に貢ん

中の数字が出てくるわけでございますが、その高いところと安いところの幅、ぶれ、これが商工中金の場合には民間に比べてかなり小さくなつておられます。

それから第二に、金利以外の融資条件につきましては、例えば担保の問題とかについて、民間に比べればできるだけの努力をしているということがござりますし、それから特に三番目に、金融の逼迫になりましたときにはまず民間の大好きな銀行から落ち込んでいきまして、それと入れかわりに

政府系の金融機関の伸び率が上がっていくと、クロスするというのが従来のパターンでござりますので、こういった金融という商品の質も勘案して、金利の問題をお考えいただければ大変ありがたいと思います。

○市川正一君 わしはそういうことを聞いているんじやなしに、やつぱりあなた、その構造上の問題と言つやつたら、いわばコストの安い資金をもつとふやせば金利も安くなるというの、一番單純な構造のプリンシブルな話やおまへんか。それで政府資金ふやしなはれというて言つてゐるのやけれども、それはあきまへんのか、どちらやねん。

○政府委員(末木風太郎君) 言葉が舌足らずで申しあげありませんが、そういう構造を踏まえた上

で、できるだけの努力をするというのが私どものもちろん姿勢でございまして、何か一つ妙策、妙手があつて、これをやれば下がるというの、もちろん巨額の出資をすれば別でございますが、現実問題としてはなかなか難しいものですから……。

かつて五十六年の改正時にも当委員会でも御議論がございましたように、いろいろな手段がございます。一つには政府出資、民間出資もそうですが、それが全体としての資金コストは下がります。これは一つの方向でございます。

○市川正一君 それ努力する。

○政府委員(末木風太郎君) それは今長官が申し上げましたように、諸般の情勢も考えまして、できるだけの適正な姿を追求したいと思いますが、これが一つでございまして、いま一つは、従来からも御議論ござりますように、債券の中でも利付債と割引債の比率の問題がございまして、割引債の方が安いわけでございますから、この比率を上げる努力をしたらどうかという御議論がかなっています。これにつきましては、五十六年から政府が引き受けます債券の中の割引債の比率は若干上がつてます。

そのほか、コストの削減の努力も当然でござりますし、今度改正でお認めいただきます預金、これについてできるだけいいお金を集めしていくといふ総合的な努力をしていくよう商中を指導していきたいと思っております。

○市川正一君 わかった。要するにその政府出資の方も馬力出すということですな。そうでしょう。それもその一つとしてやるというわけでしょう。そうや言うてもらたらいいんだ。

○政府委員(末木風太郎君) そのとおりでございます。

○市川正一君 それで、この際、私この商工中金の性格について、今のこととも関連するので確認しておきたいんですが、八一年の商工中金法の改正の際にも、我が党の委員が確認をいたしたところであります。が、商工中金というの、組織金融

がその目的であり、構成員貸しが組合貸しを上回るようなことがあつてはならぬというふうに確認をいたしております。実態はどうなんでしょうか。

そしてまた政府系金融機関、組合金融機関として発展させることが政府の方針であるということをこの際再確認をしておきたいんですが、間違いございませんか。

○政府委員(末木風太郎君) 構成員貸しの比率は五十九年九月末で五〇・四でございます、残高ベースでございます。過去に比べますと下がっておりますが、五〇%の線は維持されております。

それから組合、構成員貸しひきましても、基本はあくまで組織金融でありまして、組合という形で中小企業者がまとまっていくといふのを支える車の両輪という位置づけで構成員貸しも考えております。

○市川正一君 確かにそういう半々ぐらいの比率で進んでいくわけではあります、そのうち大企業に貸し付けられているのはどれくらいになるんでしょうか。特に一部上場及びそれに準ずるような企業への貸し付けはどれぐらいでございましょうか。

○政府委員(末木風太郎君) 五十九年三月末の数字でございますが、貸出総額六兆九千四百七十六億、約六兆九千億でござります、その中でいわゆる大企業と申しますのは、金額で一・九%、一千三百七十億。それから一部上場幾らかというお尋ねでございますが、これは〇・六%、四百二十三億円でございます。

○市川正一君 前回の法改正時点と比較して、大企業への貸し付けはふえているのか減っているのか、その実態を伺いたいんです。

○政府委員(末木風太郎君) 五十六年当時と比べまして若干減少しております。

○市川正一君 私がいただいてある資料では、法定中 小企業がこのとき、五十六年に八千百四十 四億だったのが、五十九年三月末では一兆七百三

十九億ですか、少しふえているんじゃないですか。

○政府委員(末木風太郎君) 一部上場の大企業といふことで今少し減つてると申し上げたわけでございますと、五十六年の三月末が八千百四十四億、それが御指摘のように一兆七百三十九億で、それはふえております。ただし比率は横ばいでござります。

○市川正一君 これを伺うのは、八一年の法改正の際にも、当時の中小企業庁の計画部長で、今機械情報産業局長でこの間もここへ来ておられた木下さんね、当時の木下計画部長が、我が党の質問に答えて、「從来からその企業が一部上場になるよう大きな企業である場合には、そういう企業に対する金を貸さないという形での運用をやっています」と、こういうふうに明確に答弁なさっておられます。

○政府委員(末木風太郎君) これは中止して、また商工中金の趣旨からしても、大企業向け、特に一部上場、先ほどの数字によりますと約一千三百七十億ですか、という融資貸し付けというのでは、これは中止して、またかかるべく回収すべきが本旨ではないかと思うんですが、その点どうぞ。

○市川正一君 抑制的に行うとか控えるとか、いろいろ言われますけれども、私は木下さんのやりとり、会議録全部持つてきているわけです、決して都合のいいところだけを読み上げているわけじやないんですね。そういう趣旨から言えば、私はやっぱりそれは中止し、そして回収すべきであるということをこの際改めて強調しておきたいと思うのです。

もう一つの問題は、今度の法改正で員外貸しひき、抑制的に取り扱うこととしております、といふ當時の行政の方針を踏まえて御答弁申し上げたのだと思いますが、前後の脈絡でその部分だけ、あるいはもうちょっと簡単なお答えをした部分だけ、あったのかとも思いますが、当時の政策課題では今申し上げたようなことでございました。

そこで、先生御指摘の千三百七十億でございますけれども、この中には一部上場のものは先ほど申し上げましたように四百二十三億でございまして、

で、その他は一部上場とか、あるいは大企業と言ふべきか、中堅企業と言うべきか、議論の分かれることころでございますが、そういったものも一応大に区分をして拾つたものがその数字でございます。

そこで、いずれにしましても、一部上場をするほどにまでなった企業につきましては、資金自己調達力があるのが普通だと考えまして、基本的に抑制的に扱つていく、つまり新しい取引があつて育ててきた結果が一部上場のところまで来たようなものにつきましては、必ずしもすぐ切るということではなくて、原則はそれ以上追加して貸さないで、漸減していくという原則でございます。ただし、いずれにつきまして、先ほど申し上げましたように、その大企業に融資するこ

とによって下請中小企業への支払いが円滑化されるとか、特別の事情がある場合にはケース・バイ・ケースで考えることはあり得ると、こういう態度で從来から来ております。

○市川正一君 抑制的に行うとか控えるとか、いろいろ言われますけれども、私は木下さんのやりとり、会議録全部持つてきているわけです、決して都合のいいところだけを読み上げているわけじやないんですね。そういう趣旨から言えば、私はや

つぱりそれは中止し、そして回収すべきであるということをこの際改めて強調しておきたいと思うのです。

もう一つの問題は、今度の法改正で員外貸しひき、抑制的に取り扱うことになりました。例えば組合あるいは構成員が出資した海外法人あるいは貿易取引の相手である海外の法人に対する貸し付けまでであります、言葉ならば、日本輸出入銀行のような役割まで商工中金が果たすことになりますが、これは少し行き過ぎというふうになるんですが、これは少し行き過ぎというふうな規定の新設をお図りしているわけでございま

す。最近、中小企業の国際的な海外での活動、国際的な活動も急速にふくらんでまいりまして、例えれば商工中金の取引先で、海外現地法人を有するものは約二百社現在既にございまして、これらのもとの相当のものが資金調達に苦労をしているという状況でございます。また、商社等を通さないで直接貿易をやっているものは、取引先の中で七百社ほどございます。そういうことで、急速に中小企業の国際化が進んでいる実態を踏まえまして、これらの活動が円滑にいくよろにということで立案させていただいたわけでございます。格別先走りという感じは必ずしも持つております。

○市川正一君 現行法では員外貸し付けというのは余裕金の中で限定された対象に対し、短期貸し付けに限つて実施されるという非常に限定的なものなんですね、現行法は。それが今回の改正では対象を広げ、長期貸し付ける可能になつていて、常識的に言つて海外投資というのは当然長期化せざるを得ぬと思うんです。しかも、貸し付けの資金枠については政令で決めるということになつておるわけですが、伺いたいのは当面どの程度の枠を考えているのか、比率なりで結構ですから伺いたいと思います。

○政府委員(末木風太郎君) 非常に新しい事業分野でございますので、推定はなかなか難しいんでございますが、仮に先ほど申し上げました調査の数字に基づきまして考えますと、こんな感じでございます。

海外現地法人約二百社ほど既にあると申し上げたわけです。それから共同出資会社、先ほどお触れになりましたこれが百社ほど、これは国内の分でございますが、仮に先ほど申し上げました調査の数字に基づきまして考えますと、こんな感じでございます。

たわけです。それから共同出資会社、先ほどお触れになりましたこれが百社ほど、これは国内の分でございますが、仮に先ほど申し上げました調査の数字に基づきまして考えますと、こんな感じでございます。

面最高上限を画する数字じゃないかと思つております。

○市川正一君 非常に限られた時間のやりとりなので、私も意を尽くしませんし、政府側も意を尽くした御答弁の時間が保証されてないので、まことに不満ありますけれども、今私お伺いしている問題点を私なりに整理すると、こういうことなんです。

今七百億とおっしゃいましたが、比率で、予備的に伺つてあるところでは、貸出残高の二〇〇%程度というようにも聞いているんですが、そうしますと、八四年度末の貸出残高約七兆円ですから、その二〇%以内ということになると一兆四千億程度という枠になるわけですね。現在の員外貸し付けの実績が八百四十九億、約八百五十億ですから、そうすると、対比しますと十六倍も貸し付けができる計算になるんですね、単純計算でいきますと。一部に海外進出する人たちのそういう部分の要求というは確かにあると思うんです。しかし、圧倒的な部分の他の大多数の中小業者に対する融資という面からの本来の商工中金の任務は、非常にゆがんだ形になりはしないかという懸念をお聞きしたんですが、私が風邪で十分声が通らなかつたと思うんですが、時間がなくなつたんで、そういう問題の指摘を私はさしていただきたいと思います。

最後に、私、役員構成の問題を伺つて質問締めくくつていきたいと思うんです。

商工中金は、中小企業の組合が出資してつくっているいわば銀行ですから、中小企業の組合が株主なんですね。ところが、商工中金の執行機関に投資者たる中小企業の組合の代表が入つてないのは、私これは問題だと思うんですが、この点はないお考えですか。

○政府委員(石井賢吾君) 中小企業の組織のいわば共同施設的な金融機関でございまして、御指摘のように中小企業の、中小企業者の声及び中小企業組織の声を確実に反映して業務の遂行に当たる

ということが望まれるわけでございます。その意味におきましては、役員という御指摘でございますが、業務の執行というものは金融という専門的分野の業務を行うわけでございますので、中小企業者がこれを兼任するというのは非常に難しい面、また現実的にこれがよろしかどうかという大きな問題があろうかと思います。

ただ、そういった、さつき申しました中小企業者及び中小企業の組織の声を反映させるというごとに、総代会や、それ以外にも評議員会という機関がございまして、理事長の諮問機関としまして業務の最高方針について意見をえる立場にござります。そういった声を反映しながら、業務執行を役員がこれに当たつていくという形になつてございますので、一応そういう中小企業の声あることは意見というものを反映した運営が担保されているものというふうに私ども理解をいたしております。

○市川正一君 よく私の質問を聞いておいてほしいのですが、役員一般じゃなしに、商工中金の執行機関にという言い方をさつきしたつもりなんですが、冒頭は役員構成の問題で聞きたいというふうに言いましたけれどもね。その執行機関に入つてないんですよ。ここに役員名簿一覧表を持ってますけれども。要するに理事長、佐々木さんお帰りになりましたけれども、副理事長、理事、ずっとメンバーゴーらんのとおり。

そうすると、商工中金の第二十七条の規定によつて、二十人の評議員の過半数以上を中小企業の組合役員から命ずることになつています。これはそのとおりなんですね。しかし、これは理事長の諮問機関なんですよ、この評議員会というのは。執行機関と違うんですわ。

それで、今総代会というのを言わはりましたけれども、この総代会には人事権はないんですよ。これ大臣が任命されているんですから、大臣、どないお考えですか。

○政府委員(石井賢吾君) 中小企業の組織のいわば共同施設的な金融機関でございまして、御指摘のように中小企業の、中小企業者の声及び中小企業組織の声を確実に反映して業務の遂行に当たる

つてないんですね。入つてているのはわずかに監事に入つてはります。これは非常勤。監事というのに入つてはります。これは非常勤。監事というのに入つてはります。これは非常勤。監事といふことは、これは何やというたら、それは監査みたいなものでつしやろ。執行機関じゃないわけなんです。

私が言いたいのは、中小企業は忙しいとか、今長官もいろいろプロフェッショナルというか、専門的な仕事があるからと、こういうふうにおつしやつたけれども、やっぱりエキスパートというか、専門家に任せというふうなことじやなしに、中小企業自身がやっぱりみずからこの運営に参画していく、責任も持つというような民主的運営をやっぱり僕は確立すべきだというふうに思うんです。

ですから、その点はどうなたがどういう前歴かといふことは言いませんけれども、いわゆる高級官僚の天下りを減らせば、そのボストは確保できると思うんです。私は、この点ぜひ検討していただいて実現されることを要望して、質問を締めくくりたいと思いますが、この点について何か御所見があれば承ります。

○政府委員(石井賢吾君) 私、申し落としまして、先生の方から御指摘をいただいて申しわけございません。

監事は、これは確かに業務執行の役員ではございませんけれども、これは毎月の私どもの月例で、先生の方から御指摘をいただいて申しわけございません。

つまりに中企の意見を反映するという立場で、業務運営についても意見交換に参画をいたしておられますけれども、これは毎月の私どもの月例で、先生の方から御指摘をいただいて申しわけございませんけれども、これは毎月の私どもの月例で、先生の方から御指摘をいただいて申しわけございません。

○市川正一君 人事権はないでしよう。

○政府委員(石井賢吾君) はい、その意味で人の人事権は、あくまで通産大臣が理事長を選任することによって、その理事長の責任において処理をしていく。その理事長は総代会の意見を反映して業

務の遂行に当たるという体制で進めてまいりたいというふうに思つております。

○市川正一君 大臣、ひとつよろしく、頑張ってください。お願ひします。

○国務大臣(村田敬次郎君) 市川委員のお声は大変大きいのでよく通りまして、承りました。

商工中金の役員、それから評議員、総代等の執行体制は、今、石井長官から申し上げたとおりでございまして、市川委員の御趣旨も理解ができますが、商工中金の建設はこういうことでやつておるということを御理解いただきたいと思います。

○委員長(降矢敬義君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(降矢敬義君) 速記を起こしてください。

○木本平八郎君 問題が限られていますので、朝から議論で、同じことを何回も繰り返すぐらい審議が尽くされたんで、私は、これ順番が後だとみんな先を越されちゃつて言うことなくなつちやうわけですね。せつから打ち合わせして、こんなにいろいろつぶってきたんです。これはもう全部やめます。それで私、この法案には賛成なんで、あとは少し思つた点を二、三お聞きして、できるだけ私も早く終わらたいと思うんです。

まず、非常に皮肉っぽい質問をするわけですがれども、これは昭和十一年十月一日ですが、設立されて五十年たつたと、それが制限を外すということなんですね。せつから打ち合わせして、こんなにいろいろつぶてきたんです。これはもう全部やめます。それで私、この法案には賛成なんで、あとは少し思つた点を二、三お聞きして、できるだけ私も早く終わらたいと思うんです。

まず、非常に皮肉っぽい質問をするわけですがれども、これは昭和十一年十月一日ですが、設立されて五十年たつたと、それが制限を外すということなんですね。せつから打ち合わせして、こんなにいろいろつぶてきたんです。これはもう全部やめます。それで私、この法案には賛成なんで、あとは少し思つた点を二、三お聞きして、できるだけ私も早く終わらたいと思うんです。

まず、非常に皮肉っぽい質問をするわけですがれども、これは昭和十一年十月一日ですが、設立されて五十年たつたと、それが制限を外すということなんですね。せつから打ち合わせして、こんなにいろいろつぶてきたんです。これはもう全部やめます。それで私、この法案には賛成なんで、あとは少し思つた点を二、三お聞きして、できるだけ私も早く終わらたいと思うんです。

まず、非常に皮肉っぽい質問をするわけですがれども、これは昭和十一年十月一日ですが、設立されて五十年たつたと、それが制限を外すということなんですね。せつから打ち合わせして、こんなにいろいろつぶてきたんです。これはもう全部やめます。それで私、この法案には賛成なんで、あとは少し思つた点を二、三お聞きして、できるだけ私も早く終わらたいと思うんです。

○政府委員(石井賢吾君) はい、その意味で人の人事権は、あくまで通産大臣が理事長を選任することによって、その理事長の責任において処理をしていく。その理事長は総代会の意見を反映して業

上でも非常にいいんじやないかと思うんですが、その辺はどうでしよう。

○政府委員(石井賛吾君) 原点に戻って、思い切つた形での見直しを行なへく、まず解体をすることが。解体の解決策を求める方途がなければ、その必要最小限度の機能を満たす機関をつくる。こういうプロセスで物事を考えよという御指摘でございます。

私たちも、実は基本的にはそういうプロセスを経てやつたつもりでございます。商中の特色といいますのは、一つは中小企業者の団結により設立されました中小企業組織が相互に資金を融通し合いまして、足らざるところに資金を回すということの特性がございます。それからもう一つは、そういう組織が共同して、主たる商工組合中央金庫を通じて、言うならば中小企業者が債券を、社債を発行する、それを商工債券としてまとめて発行をする。それを原資として、全体に融資を行うという特徴がござります。

農中というものは、基本的に同様の性格のものとしてスタートいたしたわけでございますが、むしろこれにかわるような仕組みといふのは、今のところは、先ほど市川先生から御指摘がありました農中といふのは、基本的に同様の性格のものとしてスタートいたしたわけでございますが、むしろこの中核機関としての役割としては、商工組合中央金庫は極めてユニークな組織ではないかと思うわけでございます。

そういう意味で、現に貸出先七兆五千億、それから商工債券発行残高六兆五千億ございます。そういうものが、言うならば同種機関によつて引き継がれるのであれば、メンバーも含めてそこへ入ることによりまして円滑な移行ができるわけでございますが、現実にはそういった組織はございません。したがいまして貸付残高の債券移行と、一般的民間金融機関の合併その他によりまして往々に事例があるわけでございますが、その発行しました商工債券残高、その所屬組合及び組合員の出資、そういったものを含めて他の

金融機関に移行するというのは、私は困難ではな

いかというふうに思うわけでございます。

そういう意味で、基本的に五十年前と中小企業を取り巻く環境は大変な違いがございます。違ひはございましても、中小企業の金融の不利の補整の必要性という基本的な視点は私は変わっておらないのではないか。よりむしろ資本蓄積の貧困な時代よりも、非常に潤沢になればなるほど、その金融の自由化が進めばその格差といふものは非常に大きくなるので、そういう金融の不

利の補完の必要性といふのは基本的に残るわけでございますので、私は原点に戻つて考えます。も、こういった組織金融としての中小企業の中核機関としての機能またはその意義といふのは從前どおり必要であるというふうに判断をいたしましたわ

けでございます。

○木本平八郎君 今のお話を聞いていて、設立した当時のいきさつみたいなものをちょっとお聞き

したいんですが、どうもやはり無尽会社的な発想が原点にあつたんじゃないかな、みんなが金を出し合つてお互いに助け合つて、必要なときはそれを使つて、また片一方の人が必要なときはみんなで助けるというような発想があつたんじゃないかな、という気がするんですが、その辺は、あの時分といふのは、昭和十一年ころは無尽会社が非常にたくさんできたときですね、今の相互銀行なんかが、頼母子講の金融無尽ですね。そういう思想が設立

時にあつたんじゃないかな、という気がするんです。が、その辺はどうなんでしょうね。

○政府委員(石井賛吾君) 商工組合中央金庫が設立されましたのは昭和十一年でございますが、この種機関の必要性につきまして、政府部内いろいろ議論があつたようございます。これまでの実績を見ますと、昭和二年及び昭和五年にいろいろな審議会でこの種機関の必要性につきまして建

言といいますか、提言がなされておるわけでござ

いまして、こういったものを踏まえまして、昭和十一年にこの種の商工組合中央金庫が結成されたわけでございますが、その間に、一方で無尽会社

というのがあつたわけでございまして、一般的な融資による無尽といいますか、そういう考え方よ

りも、さきに申し上げましたように、團結に官の力を補てんすることによって、例えば債券発行機

を持つということは、これはもう無尽の域を超えた話でございます。そういう意味で、やはり一般的に当時存在しておりました無尽とちょっと違った発想で、この構想が立てられたのではないか

というふうに考えます。

○木本平八郎君 つまらないことを一生懸命聞いてるのは何かといいますと、あの時分には無尽というのが一つの大きな金融の調達機能を持っていたわけです。ところが、今現在はそういうようなものは必要ない。それから昭和二十六年にこれ相当大きな改組というか、再スタートをしておりますね。あの時代といふのは、やはり終戦後で、これから中小企業としては大企業と伍してといふことで、金融調達上も非常に問題があつた時代だと思ふんです。そういうときだったからこそ商工中金の意義といふのは非常に大きかつたのではなかろう。それに比べて、もう最近はそれこそさまざま変わってしまうこと。

それから、先日来何回も申し上げているんでしつこいようなんですかけれども、中小企業といふ物の考え方があつぱり違つてきているんじゃないのか。あの時分の中小企業と今の中小企業違う。だからむしろ零細企業——あの時分の中小企業といふのは、どちらかといえば零細企業だったわけですから。ところが、今は中小企業といつても相当立派な会社に育つっている。むしろ零細企業対策といふことは、どちらかといふと零細企業だつたわけですね。ところが、今は中小企業といつても相当立派な会社に育つっている。むしろ零細企業対策といふことであれば話がわかるんですけれども、

○木本平八郎君 それで、ちょっとテーマを変えまして理事長にお伺いしたいわけですけれども、まず経営姿勢といふような観点なんですかけれども、金庫としての、理事長の経営姿勢としては、企業自身がもうけなきやいかぬということなんか。例えばこれ決算の数字合つていてるかどうか確かめたいですけれども、五十八年度で五十六億円の利益ですか、五十九年度で四十一億円、まあことは三十四億円ぐらいの利益を見込んでおられる。配当をすつと五分もやってこられたわけですね。

ところがこれは、この利益といふのは、要するに損ちや困るということで一生懸命やつてきた結果がこれだけの利益になつたのか、それとも一

中金の本当にどうしても存在しなきやいけないと

いう、絶対的な必然性みたいなものは大分薄まつてあるんじゃないかな、という気がするんですが、もう一度その辺お伺いしたいんです。

○政府委員(石井賛吾君) 短時間で御説明するにはございましても、中小企業の金融の不利の補整の必要性といふ基本的な視点は私は変わつておらないのではないか。よりむしろ資本蓄積の貧困な

結果がこれだけの利益になつたのか、それとも一

生懸命利益出そうと思つた結果がこれだつたの

か。金融機関としては利益率は少ないので、利益額は少ないですね。しかし、その辺赤字になつちや困るわけですよ。赤字になつちや困るんですけれども、この利益の性格、経営の面から見てどういうふうにとらえておられるか、ちょっとお伺いしたいんですね。

○参考人(佐々木敏君) 私どもは中小企業協同組合の組織金融機関でございます。中小企業の皆様にそれを出資をいただきまして、皆様方の共同施設としての機関でございます。したがいまして、もとより金融機関としての経営の健全性といふことが、皆様からお金を預かっている以上当然でありますけれども、一般企業と同じように大いにもうけると、大いに収益を向上させるということは必ずしも一義的な目的ではございません。健全な経営をし、かつその結果中小企業の皆様への金融の円滑な供給ができるということが使命でございます。

○木本平八郎君 そうすると、お確かめしたいたいですが、要するに金庫としては、利益を上げることよりも自分に課せられた特殊な目的があると、先ほども長官の説明で、その目的の方を優先したいというふうに解釈してよろしくございます。

○参考人(佐々木敏君) 先生おっしゃるとおり、まさに第一条にございます中小企業団体に対する金融の円滑な供給ということがその第一義的な目的でございます。

○木本平八郎君 そらしますと、けさほどから問題になつております、例えば金庫の金利が市中銀行よりも高いというふうなことがあるわけです。これの原因については、調達資金のコストが高いからとかいろいろ御説明がありまつたけれども、特殊目的ということを非常に強く打ち出しますと、先ほどのように極端なことを言えども、うけなくていいんだということでもあれば、逆にユーチャーに対して市中金利よりも高くていいというメリットを強調する必要があるんじやないかという気がするんですね。そうでなければ、金利

だけだつたら市中銀行へ行けばいいんじゃないのか、幾らでも安いところありますよということになつてしまつわけですね。金庫が存在するには確かに金利は高いと、しかしながらそれだけのまた金然別の面でメリットがあると。けさから何か担保が要らないとかなんとかいつて、いろいろありましたけれども、それ以外に、できているかできていないかは別にして、こういうところを強調したいんだと、経営姿勢として、その辺何かあればお聞かせいただきたいんですね。

○参考人(佐々木敏君) もとより、金融の円滑な供給ということの使命でございますから、円滑な供給のうちには、当然に金利を引き下げ、良質低廉な資金を皆様に供給するという義務がござりますが、单に金利引き下げのみならず、私どもは共同施設でございますから、いろんな情報あるいは組織の皆様相互の情報の交換、そういうことでいつも私ども金融機関としての大きな使命であろうか、かように考えております。

○木本平八郎君 そういうふうに中小企業者、企業にとって金庫とつき合っている方が全体としてはプラスだと、金利は少々高くても全体としてはもらわないと存意義がなくなるわけですね。それからけさから聞いていましたら、両建て歩積みがないとか、それから保証がないとか、それで私は、金利は高いけれども、そのかわり金庫としてはリスクテーキング、リスクはとつてやるんだと、普通の市中銀行なら、なかなかちょっとと貸すのをヘジステートするようなケースでも、金庫の方はやるんだとか、何かそういうふうなことをやついただきたいと思うわけですね。

それで、私の感想を申し上げますと、今度のこの法案なんかを見て、どうもどんどん金融公庫が一般市中銀行化しているというふうな感覚を非常に受けたわけですね。それではちょっと

この公庫の性格から離反していくんじゃないかなと思うんですがね。その辺は通産省の方はどういうふうにおとりになつていますか。

○政府委員(石井賛吾君) 先ほど御答弁申し上げましたように、今回の改正の基本は二つの側面、一つはいわば融資財源調達の側面で、商工債券の販売力維持ということでございますので、ある意味において興長銀等長期債券発行銀行によらずやく伍して業務体制を整備するという面でございましたので、言うならば、不特定多数の一般金融

第二の改正のポイントは、メンバーサービスに対するフルバンク機能を強化しようという意図でござりますので、言うならば、不特定多数の一般金融であるフルバンク機能を強化しようと、そして金融公庫がいわゆるベンチャービジネスを積極的に育てていくということをやつていただくには一番いいんじゃないかという気がするんですね。ほかの金融機関ではちょっとできないわけですね。その辺どういうふうにお考へになつていて、長官の御意見をお伺いしたいのですがね。

○政府委員(石井賛吾君) ベンチャービジネスに対する支援、御指摘の不十分だというおしかりを受けたわけでございますが、いわばベンチャービジネスの業務の進展に即した施策の充実というの御意見をお伺いいたします。

初期段階の第一ステージといいますか、これが必要かと思っております。

初期段階の第一ステージといいますか、これには非常にリスク的な研究開発を推進いたすわけでございますが、これに対しましては五十九年度から技術改善費補助金の内枠としましてベンチャービジネス枠を設定いたしまして、こういったベンチャービジネスに対します研究開発資金の供給といたしますが、これを補助金という形式において交付することとしたわけでございます。本年度小さな枠を設定したわけですが、六倍の申込みがございまして、来年度、六十年度からさらにこの枠を拡充しようということで考えております。

第一のステージは、いわばこれを企業化する段階でございます。大体こういう段階になりますと、ベンチャーキャピタルが乗り出してくれる面がございます。ベンチャーキャピタルが全部拾うわけじやございませんので、こういった面で必要があれば、先端技術貸し付け等の中小企業金融公庫等の政策金融によりまして対応いたしておるわけ

御指摘のよう、今後技術高度化事業等産地組合を主体とした技術開発の推進等、いわば商工組合中央金庫の所屬団体におきましても、技術開発に着手をしてまいる必要が生じておるわけでございまして、そういう所の要請にもござるべく、先ほど午前中でござりますが、佐々木理事長から御答弁申し上げましたように、中小企業大学校の技術研修に職員を派遣することについて技術評議会及び審査の体制を強化いたしておりました。そういうことを今後さらに強めまして、あるいは技術嘱託制度の活用等によりまして、こういった課せられた機能を商工組合中央金庫としても発揮できるよう指導をしてまいりたいというふうに思います。

○大本平八郎君 せつから組合との関連を持つておられるわけですから、そういう点で、ただ単に

金融ということだけじゃなくて、ベンチャービジネスのいわゆる開発面、経営面からもタッチしていただけるだろうと思うので、今後向こうにその点ぜひ御検討いただきたいと思うわけです。

その次に、これ理事長にぜひお願ひしたいのは、二つあるわけです。一つは、やはり企業ですからどんどんどんどん肥大化するんで、理事の数

はもうこれ以上ふやさないということ、これは業務量の必要からどんどん重複だとかなんとか来ますと、本当にモラルが低下しちゃうんですね。したがって、今後やっぱり経営上大変だと思うのですけれども、できるだけやっぱりプロパーの社員も、五十年もたつているわけですから、できるだけそういう人を引き上げるということを、これは理事だけじゃなくて、部長にするとかなんとかも、ぜひそ

の辺をお考えいただきたいと思うのですが、御所

見お伺いしたいのです。

○参考人(佐々木敏君) 先ほども御答弁申し上げましたように、役員の数は、率直に申し上げまし

て半官半民の機関でございますから極めて少ないかと思います。ただ先生御指摘のように、たゞいま臨調行革の時代でありますし、私ども十分その精神を引き継ぎまして、ただいまの役員の数において、全員が十分に仕事ができるような体制を整えておるわけでございます。

○プロパー職員につきましては、ただいま七千人ばかりの職員のはほとんど全部がプロパー職員でございます。役員につきましては、このような組織の性格から、ただいま理事長以下一人おりますが、七人がプロパー職員でございます。優秀なプロパーが職員からそれぞれ役員に上がっておるというふうな状況でございます。今後ともこのプロパー職員が十分に働くように、私としては配慮するつもりでございます。

○木本平八郎君 それで、次の問題は、主務大臣の監督なんですか、私はきょうのこの法案を見て、副理事長をつくるのに国会の承認を得なければいかぬ、それは規則上はそうなっているわけですね、法律上は。しかし副理事長をつくるぐらいいのことは理事長の権限でやっていいんじゃないかと思うんですね。これはもつとこれだけに限らず、相当大幅に権限委譲をしていただく必要があるんじゃないいかと思うんですがね。その辺いかがでしょう。

○政府委員(石井賢吾君) 副理事長につきましては、これまで定款で定めておりましたものを、他の特殊法人等の立法例に従いまして、同時に業務

量の増大等権限の明確化を図るために副理事長の制度を法定化したわけでございまして、私は、先ほど理事会長が申し上げましたように、半官半民としてのそれぞれの特色を生かしながら弾力的に対応できるように、今回の例えれば役員の任命制度の変更にいたしましても、理事長のみの任命制で、

あとは理事長が任命されるという格好をとったわけでございまして、そういう半官半民の機関としての特性をより發揮できるような体制をとったつもりでございます。

○木本平八郎君 それから、先ほどちょっと出ま

したけれども、金庫で行っておられる月例会です

か、それから理事会とか総代会なんかには当然だ

と思うんですが、通産省の方がそこに出席される

というふうなのは、どのクラスの方がどのくらい

頻度で出られるのか、その辺ちょっとお伺いし

たいんですがね。

○政府委員(石井賢吾君) ちょっと月例と先ほど申し上げましたが、これは商工組合中央金庫と中

小企業庁、大蔵省、日銀との三者の、あるいは農

林省、こういった毎月の業務運営に関する連絡会

ということでございまして、実はそれ以外私自身

出席したことございませんので、ちょっとお答え

を差し控えさせていただきます。

○木本平八郎君 いや出席されないならされない

でちゃんとお任せいただきたいわけですね。それ

で、余りつまらないことをほたからがちやがちや

言われるとかえておかしくなるということで、

私はそっちの方を心配したわけです。

○木本平八郎君 それで、最後に一つだけ要望なんですけれども、今度海外進出するということを非常に考えておられるわけですね。正直なところを言うと、丈夫かなという気もするんですけども。ところが進出されるについては、やはり普通の市中銀行なんかと同じようなことじゃやっぱり意味がないわけですね。したがって、具体的には非常に難しいですけれども、日本の市中銀行がなかなかやつてないというインベントバンクだとかもコマーシャルバンク、投資銀行のような考え方とか、あるいはできるだけコルレス先にギランティーをしてやつて、そこから融資だとか、そういうふうな一ひねり二ひねりした進出の方法をやっぱり考えていただかなきゃいかぬじやないかと思うんですね。そうしないと、普通の市中銀行と同じようなことをやつていると、なかなか銀行さん

の方も大変だろうし、それから現地で融資を受け

る中小企業の方も余り意味がなくなってくるわけ

ですね。だからそこに一味ぜひ工夫していただきたいと思うんですけれども、何かそういう点でお

考えになつてある点があればお聞かせいただき

いんですがね。

○参考人(佐々木敏君) これも先ほど申し上げま

しましたように、まだメンバーでございますから、まだ時代でありますし、私ども十分その精神を引き継ぎまして、たゞいまの役員の数において、全員が十分に仕事ができるような体制を整えておるわけでございます。

○木本平八郎君 まだ時間がありますけれども、一応これで終わりますが、何か大臣、金庫に対して今後こういうふうに指導していきたいというふうなところがありまして、それをお聞かせいたいと思っております。

○木本平八郎君 まだ時間はありますけれども、

お聞かせいたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 実は、今般中小企業白書を出したんですね。それで中小企業白書とい

うのは、副題として「変革の時代に挑む中小企業の課題」として、「技術・情報・人材」と、こう

挙げているわけです。これはこれからの中の中小企業のあり方というものを書いた非常に基本的な考え方だと思うんですが、商工中金はそういった面での金融面を担当していただく非常に独自の独立的な組織でございます。

○佐々木理事長(佐々木敏君) 先ほど来本本委員の御質問にございましたが、私は民主主義というのはできるだけ責任をしつかり持つていただき遂行していただくということで、佐々木理事長のような立派な責任者がおいでになるわけですから、一つ一つの個々の業務についていろいろな注文を出すことは全くないわけですね。むしろ中小企業を育てるという意味で、金融自由化の面での責務を担当していただきたいということございまして、非常に変革の時代でありま

になりますけれども、しかしそのあらしは必ず晴れるのであるということで頑張っていきたいと思っておりまして、この商工中金法にも非常に多くの期待いたしておる次第でござります。

○委員長(降矢敬義君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

その理由の第一は、資金調達の大宗を占める商工債券の販売力を維持するとして、債券総合口座、国債割引債口座を新設することにいたしておられます。しかしながら、この措置は中小企業者の利用に資する面もあることを否定するものではありませんが、本質的には商工中金を政府の大量国債発行とその消化の国民への押しつけの体制に組み込んでいこうとするものであり、また民間金融機関並みの業務を取り扱い、競争力をつけようとするものとならざるを得ません。こうした今回の法改正の方向は、結局、政府系中小企業金融機関である商工中金を大銀行中心の金融再編成、自由化路線に巻き込み、かえつて資金調達のコストアップをもたらすなど、商工中金の経営基盤を不安定なものとし、ひいては商工中金の政策金融機関としての性格も変質させる危険性があるからであります。

その第二は、所属団体またはその構成員にかかるとおはいえ、海外現地法人や貿易相手方にまで員外利用の拡大や超長期の貸し付けを行うことは、一部の要求にこたえるものではあったとしても、それ以外の大多数の中小企業の資金需要を圧迫することは明らかであり、中小企業の組織金融を担当する商工中金の性格からの逸脱と言わざる

を得ません。

最後に、商工中金に対して政府が十分な出資を行い、コストの安い資金を供給することによって政財系の中小企業組織金融を推進する機関として発展させること、そのためにも民主的な構成と運営を図ることなどを強く要求いたしまして、反対討論を終わります。

○委員長(降矢敬義君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(降矢敬義君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬義君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

もに、他の金融機関との協調に配意して中小企業金融の円滑化に寄与するよう努めるこどと。二、今後の金融自由化の進展が中小企業金融との影響に留意して、中小企業金融の量的、質的充実に努めること。

右決議する。

以上です。

○委員長(降矢敬義君) ただいま梶原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬義君) 全会一致と認めます。よつて、梶原君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、村田通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村田通商産業大臣。

○國務大臣(村田敬次郎君) ただいま御決議をもつて、梶原君提出の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、中小企業金融の円滑化に万遺憾なきことを期してまいる所在でございます。

ありがとうございました。

○委員長(降矢敬義君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(降矢敬義君) 次に、貿易研修センター法を廃止する等の法律案及び基盤技術研究円滑化法案を便宜一括して議題といたします。

まず、貿易研修センター法を廃止する等の法律案について趣旨説明を聽取いたします。村田通商

○國務大臣(村田敬次郎君) ただいま、議題となりました貿易研修センター法を廃止する等の法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

貿易研修センターは、昭和四十二年に貿易研修センター法に基づく特別認可法人として設立され、以来、静岡県富士宮市の施設を中心に、我が国と外国との間の経済の交流促進に資するため、貿易を中心とする国際的な経済活動に係る業務に從事する者等に対し、専門的かつ効率的な研修等を実施することにより、我が国の国際化に大きく貢献してまいりました。

このような研修は、世界経済の相互依存関係の高まりの中で、今日ますますその重要性を増して本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、村田通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村田通商産業大臣。

○國務大臣(村田敬次郎君) ただいま御決議をもつて、梶原君提出の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、中小企業金融の円滑化に万遺憾なきことを期してまいる所在でございます。

ありがとうございました。

○委員長(降矢敬義君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(降矢敬義君) 次に、この法律案の内容の概要について、御説明申し上げます。

第一に、貿易研修センター法は、この法律の施行の際に廃止することとし、その際、現に存する貿易研修センターにつきましては、一定期間内は経過的な措置として旧貿易研修センター法は、な

おその効力を有することといたします。

なお、昭和六十一年三月三十一日を経過する時において、貿易研修センターが存在する場合は、

貿易研修センターにつきましては、一定期間内は経過的な措置として旧貿易研修センター法は、な

おその効力を有することといたします。

第二に、貿易研修センターは、昭和六十一年三月三十一日までの間ににおいて、その発意に基づき民法による財團法人に組織変更できることとし、民間の創意を生かしつつ、業務を引き続き行うことができるよういたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬義君) 次に、基盤技術研究円滑化法案について趣旨説明を聽取いたします。村田通商産業大臣。

○国務大臣(村田敬次郎君) 基盤技術研究円滑化法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

一九八〇年代も、半ばに至った今日、世界経済は技術革新の駆動期を迎えております。とりわけ、新素材、マイクロエレクトロニクス、電気通信などの基盤技術分野における技術開発は、国民経済や国民生活の基盤の強化に大きく寄与するものであり、二十一世紀における新技術文明の幕明けを告げるものであります。このような分野における技術開発を積極的に推進し、その萌芽を将来に大きく開花させていくことは、我々の世代の責務であります。我が国は、戦後四十年間、比較的恵まれた国際経済環境のもとで欧米諸国から先進的な技術を導入し、国民のたゆまざる努力によって今日の経済的繁栄を手にすることができます。しかし、かかる繁栄を次の世代に引き継いでいくためには、みずから創造性に富む技術力が充実強化されなければなりません。同時に、国際経済社会の有力な一員となつた今日、我が国としてもこれまでの蓄積を生かし、ニューフロンティアの開拓に努力し、広く人類の福祉向上に貢献していくことが、諸外国からの期待にこたえる道でもあります。

現在、欧米諸国は、国を挙げて先端的な技術開発に取り組んでおります。これまで我が国は、ともすれば、欧米諸国に比べ基礎、応用段階の技術

開発の取り組みが必ずしも十分でなかったのが現状であります。しかし、みずから創造的な技術力が育ち、我が国産業活動や国民生活が一層充実したものとなるためには、波及効果も大きい基盤技術分野における基礎、応用研究段階の技術開発に格段の努力を払っていくことが重要であります。

基礎研究、応用研究等を推進していく上で、國の果たすべき役割が大きいことは申すまでもありませんが、同時に、民間企業が我が国全体の技術開発費の約七割を支出している現状を考えますと、民間企業が基盤技術分野の技術開発に向けてその活力を最大限に發揮し得るようその環境条件の整備を図ることこそ、まさに喫緊の課題であります。

政府は、かかる認識のもとに、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基盤技術の向上を図るために、国の財産を弹性的に活用し得る道を開くほか、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の推進機関として、基盤技術研究促進センターを設立することなどを内容としたしまして、この法律案を提出いたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬義君) 以上で趣旨説明聽取は終りました。両案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十分散会

次に、この法律案の要旨につきまして、御説明申し上げます。

第一は、国有試験研究施設等の積極的活用についてであります。

政府は、基盤技術に関する試験研究を行なう者に、国有の試験研究施設を使用させる場合において、

基盤技術の向上を図るために必要があると認めるとときは、その施設を廉価で使用させることができます。

第二は、基盤技術に関する特許権等の実施権を許諾することとしております。

また、政府は、基盤技術に関して外国政府等と共にして行なった国際共同研究の結果として国有となつた特許権等について無償または廉価で通常実施権を許諾できることとしております。

第三は、基盤技術研究促進センターについてであります。

基盤技術研究促進センターは、民間活力を最大限に活用して民間において行われる基盤技術に関する試験研究を推進するための機関であり、民間の発起により特別認可法人として設立するものであります。

このセンターにおいては、民間が行う試験研究に必要な資金を供給するために出資事業や融資事業を行うほか、国立試験研究所と民間とが行う共同研究のあせん、海外の研究者の招聘その他民間において行われる基盤技術に関する試験研究を促進するために必要な業務を総合的に行なうこととしております。なお、政府は、センターの事業の運営に当たっては、民間の創意と活力が十分發揮されるよう、その自主性を最大限尊重することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

第五節 業務(第三十二条～第三十三条)
第六節 財務及び会計(第三十四条～第四十一条)

第七節 監督(第四十三条～第四十四条)
第八節 補則(第四十五条～第四十七条)

第五章 罰則(第四十九条～第五十一条)

附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基盤技術の向上を図るために、他の電気及び放送業(有線放送業を含む)の技術その他の電気通信に係る電波の利用の技術のうち、通商産業省又は郵政省の所掌に係るものであつて、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものとする。

第二章 国の財産の利用等
(国有施設の使用)

第三条 政府は、政令で定めるところにより、基盤技術に関する試験研究を行なう者に国有の試験研究施設を使用させる場合で、民間の基盤技術の向上を図るために必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(国際共同研究に係る特許権等の実施)

第四条 政府は、外國の政府若しくは公共的団体又は国際機関と共同して民間の基盤技術の向上に資するために行なった基盤技術に関する試験研究の成果に係る国有の特許権及び実用新案権のうち政令で定めるものについて、これらの者との他の政令で定める者に対し通常実施権の許諾を行なうときは、その許諾を無償とし、又はその

四月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、基盤技術研究円滑化法案

一、半導体集積回路の回路配置に関する法律案
(予備審査のための付託は三月十九日)

基盤技術研究円滑化法案

基盤技術研究促進センター

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国の財産の利用等(第三条～第五条)

第三章 基盤技術研究促進センター

第一節 総則(第六条～第十四条)

第二節 設立(第十五条～第十九条)

第三節 管理(第二十条～第三十条)

許諾の対価を時価よりも低く定めることができ
る。

(政府の責務)

第五条 政府は、前二条に規定するものはか、民間において行われる基礎技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基礎技術の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 基盤技術研究促進センター

第一節 総則

(目的)

第六条 基盤技術研究促進センターは、民間において行われる基礎技術に関する試験研究の促進に関する業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第七条 基盤技術研究促進センター（以下「センター」という。）は、法人とする。

第八条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第九条 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 センターは、必要があるときは、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受け、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができ
る。

(持分の払戻し等の禁止)

第十条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
(持分移転の対抗要件)

第十一條 出資者の持分の移転は、取得者について第四十五条第二項各号に掲げる事項を出資者

原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に对抗することができない。

(名称)

第十二条 センターは、その名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いてはならない。

(登記)

第十三条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

(民法の準用)

第十四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

第二節 設立

(発起人)

第十五条 センターを設立するには、基礎技術について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に對しセンターに対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令、郵政省令で定める。

第十六条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を通商産業大臣及び郵政大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十七条 通商産業大臣及び郵政大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号のいずれにも該当せず、かつ、その事業の運営が健全に行われ、民間に

進に寄与することが確実であると認められると
きは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定による認可があつたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は、センターの設立の時におり、それぞれ第二十三条第一項の規定により会長、理事長又は監事に任命されたものとする。

2 通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第十二条 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、センターを代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 副理事長は、センターを代表し、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、定款で定めるところにより、会長、理事長及び副理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

(監査の任命)

5 監事は、センターの業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十二条 会長、理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、通商産業大臣の認可を

四 資本金、出資及び資産に関する事項
五 役員に関する事項
六 評議員会に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 財務及び会計に関する事項
九 定款の変更に関する事項
十 公告の方法

2 センターの定款の変更は、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

受けて、会長が任命する。

(役員の任期)

第二十四条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十五条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十六条 通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適ないと認めるときは、その役員を解任することができる。
一心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
(代表権の制限)

第二十七条 センターと会長、理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、会長、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(評議員会)

第二十八条 センターに、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、基盤技術について学識経験を有する者のうちから、会長が任命する。

4 会長は、評議員を任命したときは、その任命の日から一週間以内に、通商産業大臣に届け出なければならない。

(職員の任命)

第二十九条 センターの職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十条 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用

については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

第三十一条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 民間に於いて行われる基盤技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

二 政府以外の者に対し、基盤技術に関する試験研究を國の試験研究機関と共同して行うことについてあつせんすること。

三 政府以外の者の委託を受けて、基盤技術に関する試験研究を行うこと。

四 海外から基盤技術に関する研究者を招へいすること。

五 基盤技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

六 基盤技術に関し調査すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第六条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 センターは、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第三十二条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

(センターの自主性の尊重等)

第三十三条 政府は、センターの事業に関するその

自主性を尊重するとともに、その事業の円滑な運営が図られるよう必要な配慮を加えるものとする。

(事業年度)

第三十四条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第三十五条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けるなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十六条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣及び郵政大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十九条 センターは、資金の借入れ（借換えを含む。）をしようとするときは、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けなければならない。

(借入金)

第四十条 センターは、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣及び郵政大臣の指定する有価証券の保有。

二 資金運用部への預託。

三 銀行その他通商産業大臣及び郵政大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金。

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十一条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令、郵政省令への委任)

第四十二条 この法律に規定するものほか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令、郵政省令で定める。

(監督)

第六節 監督

第三十七条 センターは、第三十五条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十八条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じて得た額以上の額を積立金として積み立てなければならぬ。

2 センターは、前項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に對しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

た後、なお残余があるときは、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に對しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

3 センターは、毎事業年度、損益計算において整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(報告及び検査)

第四十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに對し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七節 補則

(出資者原簿)

第四十五条 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

2 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

(出資者の持分の移転の場合には、その年月日)

三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十六条 センターの解散については、別に法律で定める。

(協議等)

第四十七条 通商産業大臣は、次の場合には、郵政大臣に協議しなければならない。

一 第十七条第一項の規定による指名をしようとするとき。

2 第二十三条第一項の規定による任命をしようとするとき。

3 第二十二条第一項、第二十六条第三項又は

第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

四 第二十六条第一項又は第二項の規定による解任をしようとするとき。

五 第三十二条第二項の規定により通商産業省令を定めようとするとき。

六 第四十一条の規定による承認をしようとするとき。

2 通商産業大臣は、第二十八条第四項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、郵政大臣に通知しなければならない。

3 郵政大臣は、次の場合には、通商産業大臣に協議しなければならない。

1 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

2 第三十二条第二項の規定により郵政省令を定めようとするとき。

3 通商産業大臣は、第四十一条の規定による承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 通商産業大臣及び郵政大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

1 第九条第一項、第三十五条、第三十八条第一項若しくは第三十九条の規定による認可又は第三十六条第一項の規定による承認をしようとするとき。

2 第四十一条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

3 第四十二条の規定により通商産業省令、郵政省令を定めようとするとき。

6 主務大臣は、第三十一条第二項又は第三十二条第一項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

7 通商産業大臣及び郵政大臣は、第三十五条の規定による認可(事業計画に係る部分に限る)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

8 主務大臣は、第三十二条第一項の規定による認可をしようとするときは、関係行政機関の長

に協議しなければならない。

第四章 雜則

第四十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

1 役員及び職員その他管理業務に関する事項(次号に掲げるものを除く。)については、通

商産業大臣

2 財務及び会計に関する事項については、通

商産業大臣及び郵政大臣

3 第三十一条第一項各号に掲げる業務であつて、鉱業及び工業の技術に係るものに関する事項については、通商産業大臣

4 第三十一条第一項各号に掲げる業務であつて、電気通信及び放送業(有線放送業を含む。)の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術に係るものに関する事項については、

郵政大臣

5 第四十九条 第四十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

6 第五十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、十万円以下の過料に処する。

7 第二条 第二項の規定により認可を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなければならない場合は、承認を受けなかつたとき。

8 第十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

9 第二十八条第四項の規定に違反して届出をしなかつたとき。

10 第三十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第四十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第四十三条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第七条 この法律の施行の際現にその名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いてい

る者については、第十二条第二項の規定は、こ

の法律の施行後六月間は、適用しない。

第八条 この法律は、公布の日から施行する。

第九条 この法律の施行の際にその名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いてい

る者については、第十二条第二項の規定は、こ

の法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条 センターの最初の事業年度は、第三十四

条の規定にかわらず、その成立の日に始ま

り、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第十二条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「セン

タの成立後遅滞なく」とする。

第十三条 工業技術院設置法(一部改正)

第十四条 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

1 第四条第四十三号中「及び放送大学学園」を

「放送大学学園及び基盤技術研究促進センター」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第六条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

1 この法律の規定により認可又は承認を受けなければならない場合には、その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

3 第二十八条第四項の規定に違反して届出をしなかつたとき。

4 第三十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。